

# **島根県新型インフルエンザ等対策行動計画**

**平成25年12月**

**島根県**

## 目次

1 はじめに .....	1
2 新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針 .....	3
1) 新型インフルエンザ等対策の目的及び基本的な戦略 .....	3
2) 新型インフルエンザ等対策の基本的考え方 .....	4
3) 新型インフルエンザ等対策実施上の留意点 .....	5
4) 新型インフルエンザ発生時の被害想定 .....	6
5) 対策の推進体制 .....	8
6) 各部局の役割分担 .....	10
7) 行動計画の主要6項目 .....	12
(1) 実施体制 .....	12
(2) サーベイランス・情報収集 .....	13
(3) 情報提供・共有 .....	13
(4) 予防・まん延防止 .....	15
(5) 医療 .....	19
(6) 県民生活・県民経済の安定 .....	21
8) 発生段階 .....	22
3 各段階における対策 .....	24
1) 未発生期 .....	25
2) 海外発生期 .....	32
3) 県内未発生期 .....	38
4) 県内発生早期 .....	46
5) 県内感染期 .....	54
6) 小康期 .....	62
(別添)特定接種の対象となる業種・職務について	
【用語解説】	

## 1 はじめに

### 1)新型インフルエンザ等対策特別措置法の制定

新型インフルエンザは、毎年流行を繰り返してきたインフルエンザウイルスとは、ウイルスの抗原性が大きく異なる新型のウイルスが出現することにより、およそ10年から40年の周期で発生している。ほとんどの人がそのウイルスに対する免疫を獲得していないため、世界的大流行(パンデミック)となり、大きな健康被害と共に伴う社会的影響をもたらすことが懸念される。

また、未知の感染症である新感染症の中でその感染力の強さから新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きいものが発生する可能性がある。これらが発生した場合には、国家の危機管理として対応する必要がある。

新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号。以下「特措法」という。)は、病原性が高い新型インフルエンザや同様な危険性のある新感染症が発生した場合に、国民の生命及び健康を保護し、国民生活及び経済に及ぼす影響が最小となるようにすることを目的に、国、地方公共団体、指定公共機関、事業者等の責務、新型インフルエンザ等の発生時における措置及び新型インフルエンザ等緊急事態措置等の特別の措置を定めたものであり、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。)等と相まって、国全体としての万全の態勢を整備し、新型インフルエンザ等対策の強化を図るために、平成24年5月に制定された。

### 2)取組の経緯

特措法の制定以前から、新型インフルエンザ対策に係る対策について、平成17年に、WHOから「WHO Global Influenza Prepandemic Plan」が公表され、これに準じて厚生労働省は「新型インフルエンザ対策行動計画」を策定して以来、数次の部分的な改定を行った。本県においても、平成17年に「島根県新型インフルエンザ対策行動計画」を策定し、平成21年4月、平成24年3月に改定を行った。

平成21年4月に、新型インフルエンザ(A/H1N1)がメキシコで確認され、世界的大流行となり、我が国でも発生後1年間で約2千万人が罹患したと推計されたが、入院患者数は約1.8万人、死亡者数は203人、死亡率は0.16(人口10万対)と、諸外国と比較して低い水準にとどましたが、この経験を通じて、実際の現場での運用や病原性が低い場合の対応等について、多くの知見や教訓が得られた。

病原性が季節性並であったこの新型インフルエンザ(A/H1N1)においても、一時的、地域的に医療資源、物資のひっ迫なども見られ、病原性の高い新型インフルエンザが発生し、まん延する場合に備えるため、この新型インフルエンザの教訓を踏まえつつ、対策の実効性をより高めるための法

制の検討を重ね、平成24年5月に、病原性が高い新型インフルエンザと同様の危険性のある新感染症も対象とする危機管理の法律として、特措法が制定されるに至った。

---

### 3)県行動計画の作成

本県は特措法第7条に基づき、「島根県新型インフルエンザ等対策行動計画」(以下「県行動計画」という。)を作成した。県行動計画は県域に係る新型インフルエンザ等対策の総合的な推進に関する事項や県が実施する措置等を示すとともに、病原性の高い新型インフルエンザ等への対応を念頭に置きつつ、発生した感染症の特性を踏まえ、病原性が低い場合等様々な状況で対応できるよう、対策の選択肢を示すものである。

本県行動計画の対象とする感染症(以下「新型インフルエンザ等」という。)は、以下のとおりである。

- ・ 感染症法第6条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症(以下「新型インフルエンザ」という。)
- ・ 感染症法第6条第9項に規定する新感染症で、その感染力の強さから新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きなもの

## 2 新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針

### 1)新型インフルエンザ等対策の目的及び基本的な戦略

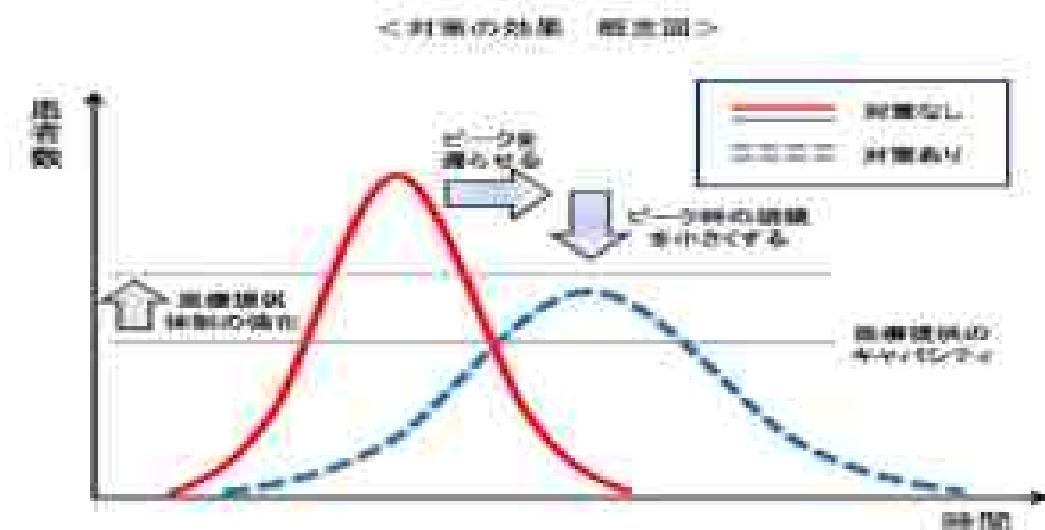
新型インフルエンザの病原性が高く感染力が強い場合には、県民の生命や健康、経済全体にも大きな影響を与えることになる。このため、新型インフルエンザ等対策を県の危機管理に関わる重要な課題と位置付け、また、新型インフルエンザ等については、長期的には、県民の多くが罹患するものであるが、患者の発生が一定の期間に偏ってしまった場合、医療提供のキャパシティを超てしまうということを念頭に次の2点を中心とした目的として対策を講じていく必要がある。

#### 1 感染拡大を可能な限り抑制し、県民の生命及び健康を保護する。

- ・感染拡大を抑えて、流行のピークを遅らせ、医療体制の整備やワクチンが製造されるための時間を確保する。
- ・流行のピーク時の患者数等をなるべく少なくて医療体制への負荷を軽減するとともに、医療体制の強化を図ることで、患者数等が医療提供のキャパシティを超えないようにすることにより、必要な患者が適切な医療を受けられるようにする。
- ・適切な医療の提供により、重症者数や死亡者数を減らす。

#### 2 県民生活及び県民経済に及ぼす影響が最小となるようにする。

- ・地域での感染拡大防止策等により、欠勤者の数を減らす。
- ・事業継続計画の作成・実施等により、医療の提供の業務又は県民生活及び県民経済の安定に寄与する業務の維持に努める。



---

## 2)新型インフルエンザ等対策の基本的考え方

---

新型インフルエンザ等対策は、発生の段階や状況の変化に応じて柔軟に対応していく必要があることを念頭に置かなければならない。

過去の新型インフルエンザのパンデミックの経験等を踏まえると、一つの対策に偏重して準備を行うことは、大きなリスクを背負うことになりかねない。本県行動計画は、病原性の高い新型インフルエンザ等への対応を念頭に置きつつ、発生した感染症の特性を踏まえ、病原性が低い場合等様々な状況で対応できるよう、対策の選択肢を示すものである。

そこで、国は科学的知見に基づき、我が国の地理的条件、大都市への人口集中や交通機関の発達度等の社会状況、医療体制、受診行動の特徴等の国民性も考慮しつつ、各国の対策も視野に入れながら、各種対策を総合的・効果的に組み合わせてバランスのとれた戦略を目指すこととしている。

その上で、政府行動計画においては、新型インフルエンザ等の発生前から流行が収まるまでの状況に応じて、次の点を柱とする一連の流れをもった戦略を確立するとしている。

- ・ 発生前の段階では、水際対策の実施体制の構築、抗インフルエンザウイルス薬等の備蓄や地域における医療体制の整備、ワクチンの研究・開発と供給体制の整備、国民に対する啓発や政府・企業による事業継続計画等の策定など、発生に備えた事前の準備を周到に行っておくことが重要である。
- ・ 世界で新型インフルエンザ等が発生した段階では、直ちに、対策実施のための体制に切り替える。  
新型インフルエンザ等が海外で発生した場合、病原体の国内への侵入を防ぐことは不可能であるということを前提として対策を策定することが必要である。海外で発生している段階で、国内の万全の体制を構築するためには、我が国が島国であるとの特性を生かし、検疫の強化等により、病原体の国内侵入の時期をできる限り遅らせることが重要である。
- ・ 国内の発生当初の段階では、患者の入院措置や抗インフルエンザウイルス薬等による治療、感染のおそれのある者の外出自粛やその者に対する抗インフルエンザウイルス薬の予防投与、病原性に応じては、不要不急の外出自粛要請や施設の使用制限等を行い、感染拡大のスピードができる限り抑えることを目的とした各般の対策を講ずる。
- ・ なお、国内外の発生当初などの病原性・感染力等に関する情報が限られている場合には、過去の知見等も踏まえ最も被害が大きい場合を想定し、強力な対策を実施するが、常に新しい情報を収集し、対策の必要性を評価し、更なる情報が得られ次第、適切な対策へと切り替えることとする。また、状況の進展に応じて、必要性の低下した対策についてはその縮小・中止を図るなど見直し

を行うこととする。

- ・ 国内で感染が拡大した段階では、国、地方公共団体、事業者等は相互に連携して、医療の確保や国民生活・国民経済の維持のために最大限の努力を行う必要があるが、社会は緊張し、いろいろな事態が生じることが想定される。したがって、あらかじめ決めておいたとおりにはいかないことが考えられ、社会の状況を把握し、状況に応じて臨機応変に対処していくことが求められる。
- ・ 事態によっては、地域の実情等に応じて、都道府県や各省等が政府対策本部と協議の上、柔軟に対策を講じることができるようになり、医療機関も含めた現場が動きやすくなるよう配慮・工夫を行う。

国民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれがある新型インフルエンザ等への対策は、不要不急の外出自粛等の要請、施設の使用制限等の要請、各事業者における業務縮小等による接触機会の抑制など医療対応以外の感染拡大防止策と、ワクチンや抗インフルエンザウイルス薬等を含めた医療対応を組みあわせて総合的に行うことが必要である。

特に、医療対応以外の感染拡大防止策については、社会全体で取り組むことにより効果が期待されるものであり、全ての事業者が自発的に職場における感染予防に取り組むことはもちろん、感染拡大を防止する観点から、継続する重要業務を絞り込むなどの対策を実施することについて積極的に検討することが重要である。

事業者の従業員の罹患等により、一時期、事業者のサービス提供水準が相当程度低下する可能性を許容すべきことを県民に呼びかけることも必要である。

また、新型インフルエンザ等のまん延による医療体制の限界や社会的混乱を回避するためには、県による対策だけでは限界があり、事業者や県民一人ひとりが、感染予防や感染拡大防止のための適切な行動や備蓄などの準備を行うことが必要である。新型インフルエンザ等対策は、日頃からの手洗いなど、季節性インフルエンザに対する対策が基本となる。特に、治療薬やワクチンが無い可能性が高いSARSのような新感染症が発生した場合、公衆衛生対策がより重要である。

本県行動計画は、以上のような、政府行動計画の考え方をふまえて作成したものである。

---

### 3)新型インフルエンザ等対策実施上の留意点

---

県、市町村又は指定(地方)公共機関は、新型インフルエンザ等発生に備え又はその発生した時に、特措法その他の法令、それぞれの行動計画又は業務計画に基づき、相互に連携協力し、新型インフルエンザ等対策の的確かつ迅速な実施に万全を期す。この場合において、次の点に留意する。

### **3)－1 基本的人権の尊重**

県、市町村は、新型インフルエンザ等対策の実施に当たっては、基本的人権を尊重することとし、医療関係者への医療等の実施の要請等、不要不急の外出の自粛等の要請、学校、興行場等の使用等制限等の要請等、臨時の医療施設の開設のための土地等の使用、緊急物資の運送等、特定物資の売渡しの要請等の実施に当たって、住民の権利と自由に制限を加える場合は、その制限は当該新型インフルエンザ等対策を実施するため必要最小限のものとする。

具体的には、新型インフルエンザ等対策の実施に当たって、患者等の人権にも配慮しながら、法令の根拠があることを前提として、県民に対して十分説明し、理解を得ることを基本とする。

### **3)－2 危機管理としての特措法の性格**

特措法は、万一の場合の危機管理のための制度であって、緊急事態に備えてさまざまな措置を講じることができるよう制度設計されている。しかし、新型インフルエンザ等や新感染症が発生したとしても、病原性の程度や、抗インフルエンザウイルス薬等の対策が有効であるなどにより、新型インフルエンザ等緊急事態の措置を講ずる必要がないこともあり得ると考えられ、どのような場合でもこれらの措置を講じるというものではないことに留意する。

### **3)－3 関係機関相互の連携協力の確保**

県対策本部、市町村対策本部は、相互に緊密な連携を図りつつ、新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する。

市町村対策本部長から県対策本部長に対して、新型インフルエンザ等対策に関する総合調整を行うよう要請があった場合には、県対策本部長はその要請の趣旨を尊重し、必要がある場合には速やかに所用の総合調整を行う。

### **3)－4 記録の作成・保存**

県、市町村は、新型インフルエンザ等が発生した段階で、それぞれ県対策本部、市町村対策本部における新型インフルエンザ等対策の実施に係る記録を作成し、保存し、公表する。

---

## **4)新型インフルエンザ等発生時の被害想定**

---

### **4)－1 新型インフルエンザ等発生時の被害想定について**

新型インフルエンザは、発熱、咳といった初期症状や飛沫感染、接触感染が主な感染経路と推測されるなど、基本的にはインフルエンザ共通の特徴を有していると考えられるが、鳥インフルエンザ(H5N1)等に由来する病原性の高いインフルエンザの場合には、高い致死率となり、甚大な健康被害が引き起こされることが懸念される。

政府行動計画においては、被害想定として、以下のとおり考えられている。患者数等の流行規模に関する数値を置くが、実際に新型インフルエンザが発生した場合、これらの想定を超える事態も、

下回る事態もあり得るということを念頭において対策を検討することも重要である。新型インフルエンザの流行規模は、病原体側の要因(出現した新型インフルエンザウイルスの病原性や感染力等)や宿主側の要因(人の免疫の状態等)、社会環境など多くの要素に左右される。また、病原性についても高いものから低いものまで様々な場合があり得、その発生の時期も含め、事前にこれらを正確に予測することは不可能である。

政府行動計画においては、現時点における科学的知見や過去に世界で大流行したインフルエンザのデータを参考に、一つの例として次のように想定している。

全人口の25%が新型インフルエンザに罹患すると想定した場合に医療機関を受診する患者数は、約1,300万人～約2,500万人と推計。

この推計の上限値である約2,500万人を基に、致命率をアジアインフルエンザ等並みの中等度の場合は0.53%、スペインインフルエンザ並みの重度の場合は2.0%と想定し、入院患者数は約53万人～約200万人、死亡者数は約17万人～約64万人と推計。

また、流行が各地域で8週間続くという仮定の下での入院患者の発生分布の試算では、1日当たりの最大入院患者数は10.1万人～39.9万人(流行発生から5週目)と推計。

以上をもとに、本県での被害想定を人口按分により推計すると、患者数は約18万人、医療機関の受診者数は約7万～14万人、また、入院患者数は約3,000人～1万人、死亡者数は約900人～3,000人となる。また、1日あたりの最大入院患者数は、中等度で約500人となり、重度の場合は約2,000人になると想定される。

なお、これらの推計に当たっては、新型インフルエンザワクチンや抗インフルエンザウイルス薬等による介入の影響(効果)、現在我が国の医療体制、衛生状況等を一切考慮されていないことに留意する必要がある。

被害想定については、現時点においても多くの議論があり、科学的知見が十分とは言えないことから、引き続き最新の科学的知見の収集に努め、必要に応じて見直しを行うこととする。

なお、未知の感染症である新感染症については、被害を想定することは困難であるが、新感染症の中で、全国的かつ急速なまん延のおそれのあるものは新型インフルエンザ等感染症と同様に社会的影響が大きく、国家の危機管理として対応する必要があり、併せて特措法の対象とされたところである。そのため、新型インフルエンザ等感染症の発生を前提とした被害想定を参考に新感染症も含めた対策を検討・実施することとなる。このため、今までの知見に基づき飛沫感染・接触感染への対策を基本としつつも、空気感染も念頭に置く必要がある。

## 【新型インフルエンザが発生した場合の被害想定】

		国	島根県
患者数		約 3200 万人	約 18 万人
医療機関受診者数	致命率:中等度※1	約 1300 万人	約 7 万人
	致命率:重度※2	約 2500 万人	約 14 万人
入院患者数	致命率:中等度	約 53 万人	約 3,000 人
	致命率:重度	約 200 万人	約 10,000 人
死亡者数	致命率:中等度	約 17 万人	約 900 人
	致命率:重度	約 64 万人	約 3,000 人
1日あたりの最大入院患者数	致命率:中等度	10.1 万人	約 500 人
	致命率:重度	39.9 万人	約 2,000 人

※1 中等度:アジアインフルエンザ等を想定した致命率(0.53%)

※2 重度:スペインインフルエンザを想定した致命率(2%)

### 4)－2 新型インフルエンザ等発生時の社会への影響について

新型インフルエンザ等による社会への影響の想定には多くの議論があるが、政府行動計画では以下のような影響が一つの例として想定している。

- ・ 国民の 25%が、流行期間(約8週間)にピークを作りながら順次罹患する。罹患者は1週間から10日間程度罹患し、欠勤。罹患した従業員の大部分は、一定の欠勤期間後、治癒し(免疫を得て)、職場に復帰する。
- ・ ピーク時(約2週間)に従業員が発症して欠勤する割合は、多く見積もって5%程度と考えられるが、従業員自身の罹患のほか、むしろ家族の世話、看護等(学校・保育施設等の臨時休業や、一部の福祉サービスの縮小、家庭での療養などによる)のため、出勤が困難となる者、不安により出勤しない者がいることを見込み、ピーク時(約2週間)には従業員の最大 40%程度が欠勤するケースが想定される。

---

### 5)対策の推進体制

---

#### ① 国

国は、新型インフルエンザ等が発生したときは、自ら新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施し、地方公共団体及び指定(地方)公共機関が実施する新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に支援することにより、国全体として万全の態勢を整備する責務を有する。

また、国は新型インフルエンザ等及びこれに係るワクチンその他の医薬品の調査・研究の推進に努めるとともに、WHOその他の国際機関及びアジア諸国その他の諸外国との国際的な連携を確保し、新型インフルエンザ等に関する調査及び研究に係る国際協力の推進に努める。

新型インフルエンザ等の発生前は、「新型インフルエンザ等対策閣僚会議」及び閣僚会議を補佐する「新型インフルエンザ及び鳥インフルエンザ等に関する関係省庁対策会議」(以下「関係省庁対策会議」という。)の枠組みを通じ、政府一体となった取組を総合的に推進する。

指定行政機関は、政府行動計画等を踏まえ、相互に連携を図りつつ、新型インフルエンザ等が発生した場合の所管行政分野における発生段階に応じた具体的な対応をあらかじめ決定しておく。

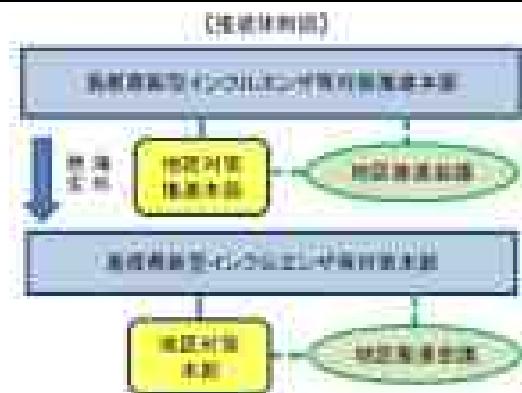
国は、新型インフルエンザ等の発生時には、「政府対策本部」の下で基本的対処方針を決定し、対策を強力に推進する。

その際、国は医学・公衆衛生等の専門家を中心とした学識経験者の意見を聴きつつ対策を進める。

## ② 島根県

県は、特措法及び感染症法に基づく措置の実施主体としての中心的な役割を担っており、基本的対処方針に基づき、地域医療体制の確保や感染拡大の抑制に關し的確な判断と対応が求められる。

正確な情報の提供、発生動向の把握、発生の予防、治療等、流行状況に応じた部局横断的な連携が求められることから、新型インフルエンザ等対策を総合的に推進するため本庁に「島根県新型インフルエンザ等対策推進本部」及び「地区対策推進本部」を設置する



とともに二次医療圏(以下、「圏域」という)においては、「地区推進会議」を設置する。

新型インフルエンザ等が発生(海外発生期)し、国が政府対策本部を設置したときには「島根県新型インフルエンザ等対策本部」を設置し、必要に応じて「地区対策本部」を設置する。

## ③ 市町村

市町村は、住民に最も近い行政単位であり、地域住民に対するワクチンの接種や住民の生活支援、新型インフルエンザ等発生時の要援護者への支援に関し、基本的対処方針に基づき、的確に対策を実施する。新型インフルエンザ等対策の推進のため、市町村レベルでの行動計画の策定や対策本部の設置など県や近隣の市町村と連携し、地域の実情に応じた対策を実施する。

## ④ 医療機関

新型インフルエンザ等による健康被害を最小限にとどめる観点から、医療機関は、新型インフルエンザ等の発生前から、地域医療体制の確保のため、新型インフルエンザ等患者を診療するための院内感染対策や必要となる医療資器材の確保等を推進することが求められる。また、新型インフルエンザ等の発生時においても医療提供を確保するため、新型インフルエンザ等患者の診療体制を含めた、診療継続計画の策定及び地域における医療連携体制の整備を進めることが重要である。医療機関は、診療継続計画に基づき、地域の医療機関が連携して発生状況に応じて新型インフルエンザ等患者の診療体制の強化を含め、医療を提供するよう努める。

## ⑤ 指定(地方)公共機関

指定(地方)公共機関は、新型インフルエンザ等が発生したときは、特措法に基づき、新型インフルエンザ等対策を実施する責務を有する。

指定(地方)公共機関

都道府県の区域において医療、医薬品又は医療機器の製造又は販売、電気又はガスの供給、輸送、通信その他の公益的事業を営む法人、地方道路公社その他の公共的施設を管理する法人及び地方独立行政法人のうち、前号の政令で定めるもの以外のもので、あらかじめ当該法人の意見を聴いて当該都道府県の知事が指定するものをいう。（特措法第2条第7項）

#### ⑥ 登録事業者

特措法第28条に規定する特定接種の対象となる医療の提供の業務又は県民生活及び県民経済の安定に寄与する業務を行う事業者については、新型インフルエンザ等発生時においても最低限の国民生活を維持する観点から、それぞれの社会的使命を果たすことができるよう、新型インフルエンザ等発生前から従業員への感染予防策の実施などの準備を積極的に行うことが重要である。

また、発生時にはその活動を継続するよう努める。

#### ⑦ 一般の事業者

事業者については、新型インフルエンザ等の発生時に備えて、職場における感染防止策を行うことが求められる。

県民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれのある新型インフルエンザ等の発生時には、感染拡大防止の観点から、一部の事業を縮小することが望まれる。特に不特定多数の者が集まる事業を行う者については、感染防止のための措置の徹底が求められる。

#### ⑧ 県民

新型インフルエンザ等の発生前は、新型インフルエンザ等に関する情報や発生時にとるべき行動などその対策に関する知識を得るとともに、季節性インフルエンザにおいても行っている、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい等の個人レベルでの感染対策を実践するよう努める。また、発生時に備えて、個人レベルにおいても食料品・生活必需品等の備蓄を行うよう努める。

新型インフルエンザ等の発生時には、発生の状況や実施されている対策等についての情報を得て、感染拡大を抑えるための個人レベルでの対策を実施するよう努める。

### 6)各部局の役割分担

共 通	<ul style="list-style-type: none"><li>市町村、関係機関・団体等との間の情報共有に関すること</li><li>所管する集客施設等におけるまん延防止に関すること</li><li>発生期における関係団体等への活動の継続又は自粛要請等に関すること</li><li>職場内での予防対策及び感染防止対策の徹底に関すること</li><li>発生期における県業務の維持継続に関すること</li></ul>
政策企画局	<ul style="list-style-type: none"><li>広報の総括に関すること</li><li>報道機関への情報提供に関すること</li></ul>
総 務 部	<ul style="list-style-type: none"><li>県業務の維持(職員の健康管理を含む)の総括に関すること</li><li>私立教育機関及び高等教育機関における感染予防・まん延防止に関するこ</li></ul>

	<p>と</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・庁舎におけるまん延防止対策に関すること</li> </ul>
防 災 部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新型インフルエンザ等対策推進本部に関すること</li> <li>・新型インフルエンザ等対策本部に関すること</li> <li>・ライフライン(ガス、油類)の機能確保に関すること</li> <li>・自衛隊の派遣要請に関すること</li> </ul>
地域振興部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ライフライン(電気、通信、公共交通)の機能確保に関すること</li> <li>・公共交通機関におけるまん延防止に関すること</li> </ul>
環境生活部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県内在住外国人への情報提供に関すること</li> <li>・在外県人への情報提供に関すること</li> <li>・廃棄物の処理に関すること</li> <li>・ごみの排出抑制に関すること</li> <li>・犯罪被害防止のための情報提供に関すること</li> <li>・生活関連物資の物価・流通状況監視等に関すること</li> </ul>
健康福祉部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・防疫対策の統括に関すること</li> <li>・医療提供体制の確保に関すること</li> <li>・患者輸送体制の確保に関すること</li> <li>・社会福祉施設等における感染予防・まん延防止に関すること</li> <li>・抗インフルエンザウイルス薬の適正な流通の確保に関すること</li> <li>・新型インフルエンザ予防接種に関すること</li> <li>・健康相談対応、情報提供、感染予防策の普及啓発に関すること</li> <li>・ライフライン(水道等)の機能確保に関すること</li> <li>・火葬体制の確保のための支援に関すること</li> <li>・生活衛生関係営業者に対する感染予防策の周知に関すること</li> <li>・高齢者、障害者等の要援護者への支援に関すること</li> </ul>
農林水産部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・食料の確保のための支援に関すること</li> <li>・高病原性鳥インフルエンザ対策本部事務局所管部としての新型インフルエンザ対策本部との連絡調整に関すること</li> <li>・農林水産業の維持・復旧のための支援に関すること</li> <li>・ライフライン(金融)の機能確保に関すること</li> </ul>
商工労働部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生活関連物資の確保のための支援に関すること</li> <li>・企業活動の維持・復旧のための支援に関すること</li> <li>・ライフライン(金融)の機能確保に関すること</li> </ul>
土 木 部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国際貿易港における水際対策に関すること</li> <li>・建設事業者の企業活動の維持・復旧のための支援に関すること</li> <li>・ライフライン(下水道)の機能確保に関すること</li> </ul>
出 納 局	<ul style="list-style-type: none"> <li>・出納機能の確保に関すること</li> </ul>
企 業 局	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ライフライン(水道、電気)の機能確保に関すること</li> </ul>

病院局	・県立病院における診療機能の確保に関すること
教育庁	・公立教育機関における感染予防・まん延防止等に関すること ・発生期における教育対策に関すること
県警本部	・防疫措置・水際対策・医療活動の支援に関すること ・多数死体取扱いに備えた措置に関すること ・関係法令違反事件の取締りに関すること ・その他治安の維持に関すること

## 7) 行動計画の主要6項目

本行動計画は、新型インフルエンザ等対策の2つの主たる目的である「感染拡大を可能な限り抑制し、国民の生命及び健康を保護する」及び「国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにする」を達成するための戦略を実現する具体的な対策について、「(1)実施体制」、「(2)サーベイランス・情報収集」、「(3)情報提供・共有」、「(4)予防・まん延防止」、「(5)医療」、「(6)県民生活・県民経済の安定」の6項目に分けて構成した。各項目毎の対策については、発生段階ごとに記述するが、横断的な留意点等については以下のとおり。

### (1)実施体制

新型インフルエンザ等は、その病原性が高く感染力が強い場合、多数の国民の生命・健康に甚大な被害を及ぼすほか、全国的な社会・経済活動の縮小・停滞を招くおそれがあり、国においては、国家の危機管理の問題として認識されている。

このため、国、県、市町村、事業者が相互に連携を図り、一体となった取り組みを行うことが求められる。

新型インフルエンザ等が発生する前においては、新型インフルエンザ等対策推進本部の枠組みを通じ、事前準備の進捗を確認し、関係部局間等の連携を確保しながら、関係部局一体となった取組みを推進する。さらに、関係部局においては、市町村や県内事業者との連携を強化し、発生時に備えた準備を進める。

新型インフルエンザ等が発生し、政府対策本部が設置された場合は、関係部局一体となった対策を強力に推進するため、速やかに知事を本部長とし、副知事及び各部局の長からなる新型インフルエンザ等対策本部、必要に応じて地区対策本部を設置する。さらに、国民の生命・健康に著しく重大な被害を与えるおそれがある新型インフルエンザ等が国内で発生し、全国的かつ急速なまん延により、国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがあるとして、政府対策本部長が、特措法に基づき、本県を区域とする緊急事態宣言がされた場合は、県は必要な措置を講ずる。

また、新型インフルエンザ等対策は、幅広い分野にまたがる専門的知見が求められる対策であることから、県においては、行動計画の作成等に際し、医学・公衆衛生の学識経験者の意見を聴き、発生時には、医学・公衆衛生の学識経験者の意見を適宜適切に聴取する。

## (2) サーベイランス・情報収集

新型インフルエンザ等対策を適時適切に実施するためには、サーベイランスにより、いずれの段階においても、新型インフルエンザ等に関する様々な情報を、国内外から系統的に収集・分析し判断につなげること、また、サーベイランスの結果を関係者に迅速かつ定期的に還元することにより、効果的な対策に結び付けることが重要である。このため、国と連携し、各種のサーベイランスを実施するものとする

なお、未知の感染症である新感染症に対するサーベイランスは現時点では行っていないため、本項目では新型インフルエンザに限って記載するが、新感染症が発生した場合は、国が症例定義の周知や診断方法を確立したときには、県内のサーベイランス体制を構築する。

## (3) 情報提供・共有

### (3)-1 情報提供・共有の目的

国、県、市町村、医療機関、事業者、個人の各々が役割を認識し、十分な情報を基に判断し適切な行動をとるため、対策の全ての段階、分野において、国、県、市町村、医療機関、事業者、個人の間でのコミュニケーションが必須である。コミュニケーションは双方向のものであり、一方向性の情報提供だけでなく、情報共有や情報の受取手の反応の把握までも含むことに留意する。

### (3)-2 情報提供手段の確保

県民については、情報を受け取る媒体や情報の受け取り方が千差万別であることが考えられるため、外国人、障がい者など情報が届きにくい人にも配慮し、受取手に応じた情報提供のためインターネットを含めた多様な媒体を用いて、理解しやすい内容で、できる限り迅速に情報提供を行う。

### (3)-3 発生前における県民等への情報提供

発生時の危機管理に対する情報提供だけでなく、予防的対策として、発生前においても、県及び市町村は、新型インフルエンザ等の予防及びまん延の防止に関する情報や様々な調査研究の結果などを県民のほか、医療機関、事業者等に情報提供する。こうした適切な情報提供を通し、発生した場合の新型インフルエンザ等対策に関し周知を図り、納得してもらうことが、いざ発生した時に県民に正しく行動してもらう上で必要である。特に児童生徒等に対しては、学校は集団感染が発生するなど、地域における感染拡大の起点となりやすいことから、教育委員会等と連携して、感染症や公衆衛生について丁寧に情報提供していくことが必要である。

### (3)－4 発生時における県民等への情報提供及び共有

#### (3)－4－1 発生時の情報提供について

新型インフルエンザの発生時には、発生段階に応じて、国内外、県内外の発生状況、対策の実施状況等について、特に、対策の決定のプロセス(科学的知見を踏まえてどのような事項を考慮してどのように判断がなされたのか等)や、対策の理由、対策の実施主体を明確にしながら、患者等の人権にも配慮してわかりやすい情報提供を行う。

県民への情報提供に当たっては、媒体の中でも、テレビ、新聞等のマスメディアの役割が重要であり、その協力が不可欠である。そのため、以下の点に特に注意してマスメディアに情報を提供する。

- ①提供する情報の内容については、個人情報の保護と公益性に十分配慮して伝える。
- ②正しい内容が正確に伝わるよう丁寧に説明する。
- ③誤った情報が出た場合は、風評被害を考慮し、個々に打ち消す情報を発信する必要がある。

県民については、情報を受け取る媒体や情報の受け取り方が千差万別であることが考えられるため、情報が届きにくい人にも配慮し、多様な媒体を用いて、理解しやすい内容で、できる限り迅速に情報提供を行う。

媒体の活用に加え、県から直接、県民に対する情報提供を行う手段として、ホームページ等の活用を行う。

また、新型インフルエンザ等には誰もが感染する可能性があること(感染したことについて、患者やその関係者には責任はないこと)、個人レベルでの対策が全体の対策推進に大きく寄与することを伝え、発生前から認識の共有を図ることも重要である。

#### (3)－4－2 県民の情報収集の利便性向上

県民の情報収集の利便性向上のため、県、市町村の情報、指定(地方)公共機関の情報などを、必要に応じて、集約し、総覧できるサイトを設置する。

#### (3)－5 情報提供体制について

情報提供に当たっては、提供する情報の内容について統一を図ることが肝要であり、情報を集約して一元的に発信する体制を構築し、適時適切に情報を共有する。県対策本部内に広聴広報担当者を設置し、広聴広報担当者が適時適切に情報を共有する。なお、対策の実施主体となる部局が情報を提供する場合には、適切に情報を提供できるよう、県対策本部が調整する。

また、提供する情報の内容に応じた適切な者が情報を発信することも重要である。さらに、コミュニケーションは双方向性のものであることに留意し、必要に応じ、地域において住民の不安等に応えるための説明の手段を講じるとともに、常に発信した情報に対する情報の受取手の反応などを分析し、次の情報提供に活かしていくこととする。

## (4)予防・まん延防止

### (4)-1 予防・まん延防止の目的

新型インフルエンザ等のまん延防止対策は、流行のピークをできるだけ後ろに遅らせることで体制の整備を図るための時間を確保することにつながる。また、流行のピーク時の受診患者数等を減少させ、入院患者数を最小限にとどめ、医療体制が可能な範囲内におさめることにつながる。

個人対策や地域対策、職場対策、予防接種などの複数の対策を組み合わせて行うが、まん延防止対策には、個人の行動を制限する面や、対策そのものが社会・経済活動に影響を与える面もあることを踏まえ、対策の効果と影響とを総合的に勘案し、新型インフルエンザ等の病原性・感染力等に関する情報や発生状況の変化に応じて、実施する対策の決定、実施している対策の縮小・中止を行う。

### (4)-2 主な感染拡大防止策について

個人における対策については、国内における発生の初期の段階から、新型インフルエンザ等の患者に対する入院措置や、患者の同居者等の濃厚接触者に対する感染を防止するための協力（健康観察、外出自粛の要請等）等の感染症法に基づく措置を行うとともに、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい、人混みを避けること等の基本的な感染対策を実践するように促す。また、新型インフルエンザ等緊急事態においては、必要に応じ、不要不急の外出自粛要請を行う。

地域対策・職場対策については、国内における発生の初期の段階から、個人における対策のほか、職場における感染予防策の徹底等の季節性インフルエンザ対策として実施されている感染防止対策をより強化して実施する。

また、新型インフルエンザ等緊急事態においては、必要に応じ、施設の使用制限の要請等を行う。

観光旅行者の安心・安全を確保するため、新型インフルエンザ発生時における観光旅行者への正確な情報の提供に努める。

また、各種対策の推進にあたっては、風評被害の発生に十分留意する。

そのほか海外で発生した際には、感染症には潜伏期間や不顕性感染があることから、ある程度の割合で感染者は入国し得るため、国内での患者発生に備えて体制の整備を図ることが必要である。

### (4)-3 予防接種

#### (4)－3－1 ワクチン

ワクチンの接種により、個人の発病や重症化を防ぐことで、受診患者数を減少させ、入院患者数や重症者数を抑え、医療体制が対応可能な範囲内におさめるよう努めることは、新型インフルエンザ等による健康被害や社会・経済活動への影響を最小限にとどめることにつながる。

なお、新感染症については、発生した感染症によってはワクチンを開発することが困難であることも想定されるため、本項目では新型インフルエンザに限って記載する。新型インフルエンザ対策におけるワクチンについては、製造の元となるウイルス株や製造時期が異なるプレパンデミックワクチンとパンデミックワクチンの2種類がある。

#### (4)－3－2 特定接種

##### (4)－3－2－1 特定接種

特定接種とは、特措法第28条に基づき、「医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するため」に行うものであり、政府対策本部長がその緊急の必要があると認めるときに、臨時に行われる予防接種をいう。政府行動計画において、特定接種の対象となり得る者は、

①「医療の提供の業務」又は「国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務」を行う事業者であって厚生労働大臣の定めるところにより厚生労働大臣の登録を受けているもの(以下「登録事業者」という。)のうちこれらの業務に従事する者(厚生労働大臣の定める基準に該当する者に限る。)

②新型インフルエンザ等対策の実施に携わる国家公務員

③新型インフルエンザ等対策の実施に携わる地方公務員

とされている。

このうち「国民生活及び国民経済の安定に寄与する事業を行う事業者」について、特措法上の公益性・公共性が認められるのは、国及び地方公共団体と同様の新型インフルエンザ等対策実施上の責務を担う指定(地方)公共機関制度であり、この制度を中心として特定接種の対象業務が定められる。

具体的には、指定(地方)公共機関に指定されている事業者、これと同類の事業ないし同類と評価され得る社会インフラに関わる事業者、また、国民の生命に重大な影響があるものとして介護事業者が該当する。

また、この指定公共機関制度による考え方には該当しないが、特例的に国民生活の維持に必要な食料供給維持等の観点から、食料製造・小売事業者などが特定接種の対象となり得る登録事業

者として追加される。

政府行動計画では、登録事業者、公務員を別添のとおりとし、特定接種を実施するに当たっては、新型インフルエンザ等対策実施上の公益性・公共性を基準として、①医療関係者、②新型インフルエンザ等対策の実施に携わる公務員、③指定公共機関制度を中心とする基準による事業者(介護福祉事業者を含む。)、④それ以外の事業者の順とすることを基本とするとされている。

また、危機管理においては状況に応じた柔軟な対応が必要であるから、政府行動計画においては、発生した新型インフルエンザ等の病原性などの特性に係る基本的対処方針等諮問委員会の意見を聴き、更に、その際の社会状況等を総合的に政府対策本部において判断し、基本的対処方針により、接種総枠、対象、接種順位、その他の関連事項が決定するとされている。

特定接種については、備蓄しているプレパンデミックワクチンが有効であれば、備蓄ワクチンを用いることとなるが、発生した新型インフルエンザ等がH5N1以外の感染症であった場合や亜型がH5N1の新型インフルエンザであっても備蓄しているプレパンデミックワクチンの有効性が低い場合には、パンデミックワクチンを用いることとなる。

#### (4)-3-2-2 特定接種の接種体制について

登録事業者のうち特定接種対象となり得る者及び新型インフルエンザ等対策の実施に携わる地方公務員については、当該地方公務員の所属する都道府県又は市町村を実施主体として、原則として集団的接種により接種を実施することとなるため、接種が円滑に行えるよう未発生期から接種体制の構築を図ることが求められる。特に、登録事業者のうち「国民生活・国民経済安定分野」の事業者については、接種体制の構築を登録要件とされている。

#### (4)-3-3 住民接種

##### (4)-3-3-1 住民接種

特措法においては、新型インフルエンザ等緊急事態措置の一つとして、緊急事態宣言が行われている場合については、住民に対する予防接種を予防接種法第6条第1項の規定(臨時の予防接種)により行うこととなる。(特措法第46条)

一方、緊急事態宣言が行われていない場合については、予防接種法第6条第3項の規定(新臨時接種)に基づく接種を行うこととなる。

住民接種の接種順位については、政府行動計画において、特定接種対象者以外の接種対象者について、以下の4つの群に分類するとともに、緊急事態宣言がなされている事態においては柔軟な対応が必要となることから、状況に応じた接種順位とすることを基本とし、発生した新型インフルエンザ等の病原性等の情報を踏まえて決定している。

まず、特定接種対象者以外の接種対象者については、以下の4群に分類されることを基本とする。

- ・医学的ハイリスク者：呼吸器疾患、心臓血管系疾患有する者等、発症することにより重症化するリスクが高いと考えられる者
- ・基礎疾患有する者
- ・妊婦
- ・小児（1歳未満の小児の保護者及び身体的な理由により予防接種が受けられない小児の保護者を含む。）
- ・成人・若年者
- ・高齢者：ウイルスに感染することによって重症化するリスクが高いと考えられる群（65歳以上の者）

接種順位については、新型インフルエンザによる重症化、死亡を可能な限り抑えることに重点を置いた考え方方が考えられるが、緊急事態宣言がなされた場合、国民生活及び国民経済に及ぼす長期的な影響を考慮する（特措法第46条2項）と、我が国の将来を守ることに重点を置いた考え方や、これらの考え方を併せた考え方もあることから、こうした以下のような基本的な考え方を踏まえ国が決定する。

#### [考え方1] 重症化、死亡を可能な限り抑えることに重点を置いた考え方

- ・成人・若年者に重症者が多いタイプの新型インフルエンザの場合  
(医学的ハイリスク者>成人・若年者>小児>高齢者の順で重症化しやすいと仮定)  
①医学的ハイリスク者 ②成人・若年者 ③小児 ④高齢者

- ・高齢者に重症者が多いタイプの新型インフルエンザの場合  
(医学的ハイリスク者>高齢者>小児>成人・若年者の順で重症化しやすいと仮定)  
①医学的ハイリスク者 ②高齢者 ③小児 ④成人・若年者

- ・小児に重症者が多いタイプの新型インフルエンザの場合  
(医学的ハイリスク者>小児>高齢者>成人・若年者の順で重症化しやすいと仮定)  
①医学的ハイリスク者 ②小児 ③高齢者 ④成人・若年者

#### [考え方2] 我が国の将来を守ることに重点を置いた考え方

- ・成人・若年者に重症者が多いタイプの新型インフルエンザの場合  
(医学的ハイリスク者>成人・若年者>高齢者の順で重症化しやすいと仮定)

①小児 ②医学的ハイリスク者 ③成人・若年者 ④高齢者

- ・高齢者に重症者が多いタイプの新型インフルエンザの場合  
(医学的ハイリスク者>高齢者>成人・若年者の順で重症化しやすいと仮定)  
①小児 ②医学的ハイリスク者 ③高齢者 ④成人・若年者

**[考え方3] 重症化、死亡を可能な限り抑えることに重点を置きつつ、併せて我が国の将来を守ることにも重点を置く考え方**

- ・成人・若年者に重症者が多いタイプの新型インフルエンザの場合  
(成人・若年者>高齢者の順で重症化しやすいと仮定)  
①医学的ハイリスク者 ②小児 ③成人・若年者 ④高齢者

- ・高齢者に重症者が多いタイプの新型インフルエンザの場合  
(高齢者>成人・若年者の順で重症化しやすいと仮定)  
①医学的ハイリスク者 ②小児 ③高齢者 ④成人・若年者

**(4)－3－3－2住民接種の接種体制**

住民に対する予防接種については、市町村を実施主体として、原則として集団的接種により接種を実施することとなるため、接種が円滑に行えるよう接種体制の構築を図る。

**(4)－3－4 留意点**

危機管理事態における「特定接種」と、「住民に対する予防接種」の二つの予防接種全体の実施のあり方については、政府対策本部の決定を受けて、実施する。

**(4)－3－5 医療関係者に対する要請**

県は、予防接種を行うため必要があると認めるときは、医療関係者に対して必要な協力を要請又は指示(以下「要請等」という。)する。

**(5)医療**

**(5)－1 医療の目的**

新型インフルエンザ等が発生した場合、全国的かつ急速にまん延し、かつ国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあることから、医療の提供は、健康被害を最小限にとどめるという目的を達成する上で、不可欠な要素である。また、健康被害を最小限にとどめること、社会・経済活動への影響を最小限にとどめることにもつながる。

新型インフルエンザ等が大規模にまん延した場合には、地域の医療資源(医療従事者、病床数等)には制約があることから、効率的・効果的に医療を提供できる体制を事前に計画しておく

ことが重要である。特に、地域医療体制の整備に当たっては、新型インフルエンザ等発生時に医療提供を行うこととなる医療機関である指定（地方）公共機関や特定接種の登録事業者となる医療機関を含め、医療提供を行う医療機関や医療従事者への具体的支援についての十分な検討や情報収集が必要である。

#### (5)－2 発生前における医療体制の整備

県は、二次医療圏等の圏域を単位とし、県土整備事務所を中心として、郡市医師会、郡市薬剤師会、地域の中核的医療機関（国立病院機構の病院、大学附属病院、公立病院等）を含む医療機関、薬局、市町村、消防等の関係者が参加する「地区推進会議」を設置し、その中で地域の関係者と密接に連携を図りながら地域の実情に応じた医療体制の整備を推進することや、あらかじめ帰国者・接触者外来を設置する医療機関や公共施設等のリストを作成し設置の準備を行うこと、さらに帰国者・接触者相談センターの設置の準備を進めることが重要である。

#### (5)－3 発生時における医療体制の維持・確保

新型インフルエンザ等の発生の早期には、医療の提供は患者の治療とともに感染拡大抑制策としても有効である可能性があることから、病原性が低いことが判明しない限り、原則として、感染症法に基づき、新型インフルエンザ等患者等を感染症指定医療機関等に入院させることとする。また、国内での発生の早期の段階では、新型インフルエンザ等の臨床像に関する情報は限られていることから、サーベイランスで得られた情報を最大限活用し、発生した新型インフルエンザ等の診断及び治療に有用な情報を医療現場に迅速に提供する。

新型インフルエンザ等に感染している可能性がより高い、発生国からの帰国者や国内患者の濃厚接触者の診療のために、国内で新型インフルエンザ等が広がる前の段階までは各地域に「帰国者・接触者外来」（発生国からの帰国者や、国内患者の濃厚接触者であって、発熱・呼吸器症状等を有する者を対象とした外来）を確保して診療を行うが、新型インフルエンザ等の患者は他の医療機関を受診する可能性もあることを踏まえて対応する必要がある。このため、帰国者・接触者外来を有しない医療機関も含めて、医療機関内においては、新型インフルエンザ等に感染している可能性がある者とそれ以外の疾患の患者との接触を避ける工夫等の院内感染対策を行い、院内での感染拡大防止に努める。また、医療従事者は、マスク・ガウン等の個人防護具の使用や健康管理、ワクチンの接種を行い、十分な防御なく患者と接触した際には、抗インフルエンザウイルス薬の予防投与を行う。また、県は「帰国者・接触者相談センター」（発生国からの帰国者や、国内患者の濃厚接触者であって、発熱・呼吸器症状等を有するものから、電話で相談を受け、帰国者・接触者外来に照会するための相談センター）を設置し、その周知を図る。帰国者・接触者外来等の県における医療体制については、一般的な広報によるほか「帰国者・接触者相談センター」から情報提供を行う。

帰国者・接触者外来を有しない医療機関でも患者の受診が見られるようになった場合等には、帰国者・接触者外来を指定しての診療体制から協力医療機関で診療する体制に切り替える。ただし、

ウイルスの病原性が低いことが判明した場合には一般の医療機関(内科・小児科等、通常、感染症の診療を行う全ての医療機関)で対応する。また、患者数が大幅に増大した場合にも対応できるよう、重症者は入院、軽症者は在宅療養に振り分け、医療体制の確保を図ることとする。

その際、感染症指定医療機関以外の医療機関等に患者を入院させることができるように、地域においては、事前に、その活用計画を策定しておく必要がある。また、在宅療養の支援体制を整備しておくことも重要である。

医療の分野での対策を推進するに当たっては、対策の現場である医療機関等との迅速な情報共有が必須であることから、県医師会、県薬剤師会等の関係機関のネットワークの活用が重要である。

#### (5)－4 医療関係者に対する要請・指示、補償

新型インフルエンザ等の患者等に対する医療の提供を行うため必要があると認めるときは、医師、看護師等その他の政令で定める医療関係者に対し、知事は医療を行うよう要請等をすることができる。

県は、国と連携して、要請等に応じて患者等に対する医療を行う医療関係者に対して、政令で定める基準に従い、その実費を弁償する。また、医療の提供の要請等に応じた医療関係者が、損害を被った場合には、政令で定めるところにより、その者又はその者の遺族若しくは被扶養者に対して補償をする。

#### (5)－5 抗インフルエンザウイルス薬の備蓄等

国備蓄分と併せ、県民の45%に相当する量を目標として、引き続き、抗インフルエンザウイルス薬を計画的かつ安定的に備蓄する。なお、その際、現在の備蓄状況や流通の状況等も勘案する。

### (6)県民生活及び県民経済の安定

新型インフルエンザは、多くの国民が罹患し、各地域での流行が約8週間ほど続くと言われている。また、本人の罹患や家族の罹患等により、県民生活及び県民経済の大幅な縮小と停滞を招くおそれがある。

このため、新型インフルエンザ等発生時に、県民生活及県民経済への影響を最小限にとどめるよう、国、県、市町村、医療機関、指定(地方)公共機関及び登録事業者は特措法に基づき事前に十分準備を行い、一般の事業者においても事前の準備を行うことが重要である。

---

## 8) 発生段階

---

新型インフルエンザへの対策は、感染の段階に応じてとるべき対応が異なることから、事前の準備を進め、状況の変化に即応した意思決定を迅速に行うことが出来るよう、あらかじめ発生の段階を設け、各段階で想定される状況と対応戦略を定める必要がある。

国は発生段階を、未発生期、海外発生期、国内発生早期、国内感染期、小康期の5段階に分けて分類し、それぞれの段階に応じた対応を定めている。国全体での各発生段階の移行については、WHOのフェーズの引き上げ及び引き下げを参考にしながら、海外や国内での発生状況を踏まえて、政府対策本部が判断し公表する。

本県においても行動計画の段階を、未発生期、海外発生期、県内未発生期、県内発生早期、県内感染期、小康期の6段階とし、各段階に応じて対策を行うこととする。

また、地域での発生状況は様々であり、その状況に応じ、特に地域での医療提供や感染対策等について、柔軟に対応する必要があることから、地域における発生段階を定め、発生段階の移行については、必要に応じて国と協議の上で、県が判断することとする。

なお、段階の期間は極めて短期間となる可能性があり、また、必ずしも、段階どおりに進行することは限らないこと、さらには、緊急事態宣言がされた場合には、対策の内容も変化するということに留意が必要である。

## 【国行動計画の段階・県行動計画の段階】

国行動計画の段階	県行動計画の段階
<b>【新型インフルエンザ等未発生期】</b> 新型インフルエンザ等が発生していない状態	
<b>【海外発生期】</b> 海外において、ヒトからヒトへ感染する新型インフルエンザ等の発生が確認された状態	
<b>【国内発生早期】</b> 国内のいずれかの都道府県において、新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追える状態	<b>【県内未発生期】</b> 国内において新型インフルエンザ等患者は発生しているが、島根県において患者が発生していない状態
<b>【国内感染期】</b> 国内のいずれかの都道府県において患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態	<b>【県内発生早期】</b> 島根県において患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追える状態  <b>【県内感染期】</b> 島根県において患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態 ※感染拡大～まん延～患者の減少
<b>【小康期】</b> 患者の発生が減少し、低い水準で留まっている状態	

地域での発生状況は様々であり、地域未発生期から地域発生早期、地域発生中期から地域感染期への移行は、都道府県を単位として判断



### 3 各段階における対策

以下、発生段階毎に、目的や実施する対策を記載するが、新型インフルエンザ等が発生した場合、国は政府行動計画に基づき「基本的対処方針」を作成することとなっており、個々の対策の具体的な実施時期は段階の移行時期とは必ずしも一致しないことや、当初の予測とは異なる状況が発生する可能性もあることから、段階はあくまで目安として、必要な対策を選択し、柔軟に実施する。

## 1) 未発生期

- ①新型インフルエンザ等が発生していない状態。
- ②海外において、鳥等の動物のインフルエンザウイルスが人に感染する例が散発的に発生しているが、人から人への持続的な感染はみられていない状況。

### ＜対策の目的＞

- ① 発生に備えて体制の整備を行う。

### ＜対策の考え方＞

- ①新型インフルエンザ等は、いつ発生するか分からないことから、平素から警戒を怠らず、本行動計画等を踏まえ、地方公共団体等との連携を図り、対応体制の構築や訓練の実施、人材の育成等、事前の準備を推進する。
- ②新型インフルエンザ等が発生した場合の対策等に関し、県民全体での認識共有を図るため、継続的な情報提供を行う。

## (1) 実施体制

### (1)-1 行動計画等の策定

- ①県、市町村、指定(地方)公共機関は、特措法の規定に基づき、発生前から、新型インフルエンザ等の発生に備えた行動計画又は業務計画の策定を行い、必要に応じて、見直していく。

### (1)-2 体制の整備及び国・市町村の連携強化

- ①県は、県における取組体制を整備・強化するために、新型インフルエンザ等対策推進本部の枠組を通じて、初動対応体制の確立や発生時に備えた各部局別マニュアル(業務継続計画を含む)を策定する。
- ②県、国、市町村、指定(地方)公共機関は、相互に連携し、新型インフルエンザ等の発生に備え、平素からの情報交換、連携体制の確認、訓練を実施する。
- ③県は、市町村行動計画、指定(地方)公共機関における業務計画の作成等を支援する。

④県は、自衛隊、警察、消防機関、海上保安機関等と連携を進める。

## (2) サーベイランス・情報収集

### (2)-1 情報収集

県は、新型インフルエンザ等の対策等に関する国内外の情報を収集し、情報を得た場合には、速やかに国に報告する。

### (2)-2 通常のサーベイランス

- ① 県は、人で毎年冬季に流行する季節性インフルエンザについて、指定届出機関において患者発生の動向を調査し、全国的な流行状況について把握する。また、保健環境科学研究所において、ウイルス株の性状(亜型や薬剤耐性等)を調査し、流行しているウイルスの性状について把握する。
- ② 県は、インフルエンザによる入院患者及び死亡者の発生動向を調査し、重症化の状況を把握する。
- ③ 県は、学校等におけるインフルエンザ様症状による欠席者の状況(学級・学校閉鎖等)を調査し、インフルエンザの感染拡大を早期に探知する。
- ④ 県は、国民の免疫の状況を把握するために、国が実施するインフルエンザウイルスに対する抗体の保有状況の調査に協力する。
- ⑤ 県は、新型インフルエンザの出現の監視に活用するために、国が行う鳥類、豚が保有するインフルエンザウイルスの情報収集、分析評価に協力する。

### (2)-3 調査研究

- ① 県は、新型インフルエンザ等の県内発生時に、迅速かつ適切に積極的疫学調査を実施できるよう、国との連携等の体制整備を図る。

## (3) 情報提供・共有

### (3)-1 繼続的な情報提供

①県は、新型インフルエンザ等に関する基本的な情報や発生した場合の対策について、各種媒体を利用し、継続的に分かりやすい情報提供を行う。

②県は、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい等、季節性インフルエンザに対しても実施すべき個人レベルの感染対策の普及を図る。

### (3)－2 体制整備等

①県は、コミュニケーションの体制整備等の事前の準備として以下を行う。

- ・ 新型インフルエンザ等発生時に、発生状況に応じた県民への情報提供の内容(対策の決定プロセスや対策の理由、個人情報の保護と公益性に十分配慮した内容、対策の実施主体を明確にすること)や、媒体(テレビや新聞等のマスマディア活用を基本とするが、情報の受取手に応じ、利用可能な複数の媒体・機関を活用する)等について検討を行い、あらかじめ想定できるものについては決定しておく。
- ・ 一元的な情報提供を行うために、情報を集約して分かりやすく継続的に提供する体制を構築する(広報担当者を中心としたチームの設置、コミュニケーション担当者間での適時適切な情報共有方法の検討等)。
- ・ 常に情報の受取手の反応や必要としている情報を把握し、更なる情報提供に活かす体制を構築する。
- ・ 地域における対策の現場となる地方公共団体や関係機関等とメールや電話を活用して、さらに可能な限り担当者間のホットラインを設け、緊急に情報を提供できる体制を構築する。さらにインターネット等を活用した、リアルタイムかつ双方向の情報共有のあり方を検討する。
- ・ 新型インフルエンザ等発生時に、県民からの相談に応じるため、相談窓口を設置する準備を進めるとともに、市町村に対しても相談窓口を設置する準備を進めるよう要請する。

## (4)予防・まん延防止

### (4)－1 対策実施のための準備

#### (4)－1－1 個人における対策の普及

①県、市町村、学校、事業者は、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい、人混みを避ける等の基本的な感染対策の普及を図り、また、自らの発症が疑わしい場合は、保健所に設置している「帰国者・接触者相談センター」に連絡し、指示を仰ぎ、感染を広げないように不要な外出を控える、マスクの着用等の咳エチケットを行うといった基本的な感染対策について理解促進を図

る。

②県は、国と連携し、新型インフルエンザ等緊急事態における不要不急の外出自粛要請の感染対策についての理解促進を図る。

#### (4) - 1 - 2 地域対策・職場対策の周知

県は新型インフルエンザ発生時に実施され得る、個人における対策のほか、地域や職場における感染予防策の徹底等の季節性インフルエンザ対策として実施されている感染防止対策や新型インフルエンザ等緊急事態における施設の使用制限の要請等の対策について周知を図るための準備を行う。

#### (4) - 1 - 3 水際対策

県は、検疫の強化の際に必要となる防疫措置、入国者に対する疫学調査等について、検疫所その他関係機関の連携を強化する。

---

### (4) - 2 予防接種

---

#### (4) - 2 - 1 基準に該当する登録事業者の登録

①県及び市町村は、国が作成した特定接種に係る接種体制、事業継続に係る要件や登録手続き等に示す登録実施要領に基づき、事業者に対して、登録作業に関する周知を行うこと等に協力する。

②県及び市町村は、国が、事業者の登録申請を受け、基準に該当する事業者を登録事業者として登録することに協力する。

#### (4) - 2 - 2 接種体制の構築

##### (4) - 2 - 2 - 1 特定接種

県は、県職員のうち、特定接種の対象となり得る者に対し、集団的接種を原則として、速やかに特定接種が実施できるよう、庁内の接種体制を構築する。

##### (4) - 2 - 2 - 2 住民接種

①市町村は、国及び県の協力を得ながら、特措法第46条又は予防接種法第6条第3項に基づき、当該市町村の区域内に居住する者に対し、速やかにワクチンを接種することができるための体制の構築を図る。

②市町村は、円滑な接種の実施のために、あらかじめ市町村間で広域的な協定を締結するなど、居住する市町村以外の市町村における接種を可能にするよう努める必要がある。そのため、県は、技術的な支援を行う。

③市町村は、速やかに接種することができるよう、医師会、事業者、学校関係者等と協力し、接種に携わる医療従事者等の体制や、接種の場所、接種の時期の周知・予約等、接種の具体的な実施方法について準備を進めるよう努める。

#### (4)－2－3 情報提供

県は、新型インフルエンザ等対策におけるワクチンの役割や、供給体制・接種体制、接種対象者や接種順位の在り方といった基本的な情報について情報提供を行い、県民の理解促進を図る。

### (5)医療

#### (5)－1 地域医療体制の整備

①県は二次医療圏の圏域を単位とし、県土整備事務所を中心として、病院、都市医師会、郡・市薬剤師会を含む医療機関、薬局、市町村、消防等の関係者からなる地区推進会議を設置するなど、地域の関係者と密接に連携をとりながら地域の実情に応じた医療体制の整備を推進する。

②県は、帰国者・接触者相談センター及び帰国者・接触者外来の設置の準備や、感染症指定医療機関等での入院患者の受入準備を進める。また、一般の医療機関に対して、新型インフルエンザ等患者を診療する場合に備えて、個人防護具の準備などの感染対策等を進めるよう要請する。

#### (5)－2 県内発生期に備えた医療の確保

県は、以下の点に留意して、県内感染期に備えた医療の確保に取り組む。

①県は医師会等を通じて医療機関に対して、医療機関の特性や規模に応じた診療継続計画の作成を要請し、マニュアルを示すなどしてその作成の支援に努める。

②県は、地域の実情に応じ、指定(地方)公共機関を含む感染症指定医療機関等のほか、指定(地方)公共機関である医療機関(独立行政法人国立病院機構の病院、日本赤十字病院)又は公的医療機関等(大学付属病院、公立病院、社会福祉法人恩賜財団済生会の病院等)で入院患者を優先的に受け入れる体制の整備に努める。

③県は入院治療が必要な新型インフルエンザ等の患者が増加した場合の医療機関における使用可能な病床数(定員超過入院を含む。)等を把握する。

④県は地域の医療機能維持の観点から、協力医療機関を選定する。

⑤社会福祉施設等の入所施設において、集団感染が発生した場合の医療提供の方法を検討する。

---

#### (5)－3 研修等

---

県は、医療従事者等に対し、県内発生を想定した研修や訓練を行う。

---

#### (5)－4 医療資器材の整備

---

①県は、必要となる医療資器材(個人防護具、人工呼吸器)をあらかじめ備蓄・整備する。

②県は、医療機関において、必要な医療資器材や増床の余地に関して調査を行った上、十分な量を確保する。

---

#### (5)－5 検査体制の整備

---

県は、保健環境科学研究所における新型インフルエンザ等に対するPCR検査等の即応体制を整備する。

---

#### (5)－6 抗インフルエンザウイルス薬の備蓄

---

県は、国備蓄分と併せ、県民の45%に相当する量を目標として、抗インフルエンザウイルス薬を計画的かつ引き続き安定的に備蓄する。

#### (6)県民生活及び県民経済の安定の確保

---

---

#### (6)－1 業務計画等の策定

---

①県は、指定(地方)公共機関に対して、新型インフルエンザ等の発生に備え、職場における感染対策、重要業務の継続や一部の業務の縮小について計画を策定する等十分な事前の準備を行うよう求めるとともに、業務計画等の策定を支援し、その状況を確認する。

---

#### (6)－2 物資供給の要請等

---

①県は、国と連携し、発生時における医薬品、食料品等の緊急物資の流通や運送の確保のため、製造・販売、運送を行う事業者である指定(地方)公共機関等に対し、緊急物資の流通や運送等の事業継続のため体制の整備を要請する。

---

#### (6)－3 新型インフルエンザ等発生時の要援護者への生活支援

---

①県は、市町村に対し、県内感染期における高齢者、障がい者等の要援護者への生活支援(見回り、介護、訪問看護、訪問診療、食事提供等)、搬送、死亡時の対応等について、要援護者の把握とともにその具体的手続きを決めておくよう要請する。

---

#### (6)－4 火葬体制の構築

---

①県は、市町村と連携し、火葬場の火葬能力及び一時的に遺体を安置できる施設等についての把握・検討を行い、火葬又は埋葬を円滑に行うための体制を整備する。

【参考】

県内火葬場の数:28施設

通常1日当たりの火葬可能数:125体

---

#### (6)－5 物資及び資材の備蓄等

---

①県、市町村及び指定(地方)公共機関は、新型インフルエンザ等対策の実施に必要な医薬品その他の物資及び資材を備蓄等し、または施設及び設備を整備等する。

## 2) 海外発生期

- ①海外で新型インフルエンザ等が発生し、国内では患者は発生していない状態。
- ②海外における状況は、発生国・地域が限定的な場合や、流行が複数の国・地域に拡大している場合等、様々な状況。

### ＜対策の目的＞

- ①県内発生に備えて体制の整備を行う。
- ②県内発生の遅延と早期発見に努める。

### ＜対策の考え方＞

- ①新たに発生した新型インフルエンザ等の病原性や感染力等について十分な情報がない可能性が高いが、その場合は、病原性・感染力等が高い場合にも対応できるよう、強力な措置をとる。
- ②対策の判断に役立てるため、国際的な連携の下で、海外での発生状況、新型インフルエンザ等の特徴等に関する積極的な情報収集を行う。
- ③県内発生した場合には早期に発見できるよう県内のサーベイランス・情報収集体制を強化する。
- ④海外での発生状況について注意喚起するとともに、県内発生に備え、県内発生した場合の対策について的確な情報提供を行い、市町村、医療機関、県内事業者、県民に準備を促す。
- ⑤検疫等により、県内発生をできるだけ遅らせるよう努め、その間に、医療機関等への情報提供、検査体制の整備、診療体制の確立、県民生活及び県民経済の安定のための準備、プレパンデミックワクチンの接種等、県内発生に備えた体制整備を急ぐ。

### (1) 実施体制

#### (1)-1 体制強化等

- ①県は、内閣総理大臣が、内閣総理大臣を本部長とする新型インフルエンザ等対策本部(以下

「政府対策本部」という。)を設置した場合には、知事を本部長とする「島根県新型インフルエンザ等対策本部」を設置する。

また、有識者会議等の意見を踏まえ、国が決定する基本的対処方針及び県行動計画等に基づき、対策を協議、実施する。

②県は、海外において、罹患した場合の病状の程度が季節性インフルエンザと同等程度以下と認められる新型インフルエンザ等が発生したと国が判断する場合には、感染症法等に基づく各種対策を実施する。

## (2) サーベイランス・情報収集

### (2)-1 県内サーベイランスの強化

①県は引き続き、通常のサーベイランスを実施する。

②県は、県内における新型インフルエンザ等の患者を早期に発見し、新型インフルエンザ等の患者の臨床像等の特徴を把握するため、全ての医師に新型インフルエンザ等患者(疑い患者を含む。)を診察した場合の届出を求め、全数把握を開始する。

③県は、感染拡大を早期に探知するため、学校等でのインフルエンザの集団発生の把握を強化する。

④県は、引き続き、国が行う鳥類、豚が保有するインフルエンザウイルスの情報収集に協力する。

## (3) 情報提供・共有

### (3)-1 情報提供

①県は、県民に対して、海外での発生状況、現在の対策、県内発生した場合に必要となる対策等を、対策の決定プロセス、対策の理由、対策の実施主体を明確にしながら、テレビ、新聞等のマスメディアの活用を基本としつつ、関係機関のホームページや総覧できるサイト等の複数の媒体・機関を活用し、詳細に分かりやすく、できる限りリアルタイムで情報提供し、注意喚起を行う。

### (3)-2 相談窓口の設置

①県は、他の公衆衛生業務に支障を来さないように、住民からの一般的な問い合わせに対応できる相談窓口を設置し、適切な情報提供を行う。また、市町村にも相談窓口の設置を要請する。

②県は、市町村の相談窓口設置のための支援(対応のための情報提供等)を行う。

### (3)-3 情報共有

①県は、国、市町村及び関係機関等との問い合わせ窓口を設置し、インターネット等を活用した

リアルタイムかつ双方向の情報共有を行う。また、メール等による対策の理由、プロセス等の共有を行う。

#### (4) 予防・まん延防止

##### (4)-1 県内での感染拡大防止策の準備

①県は、国と相互に連携し、県内における新型インフルエンザ等患者の発生に備え、感染症法に基づく、患者への対応(治療・入院措置等)や患者の同居者等の濃厚接触者への対応(外出自粛要請、健康観察の実施、有症時の対応指導等)の準備を進める。なお、検疫所から提供される入国者等に関する情報を有効に活用する。

②県は、県民に対し、発生国への旅行、出張等を避けるよう要請する。

##### (4)-2 水際対策

###### (4)-2-1 検疫の強化

①県は、浜田港に入港する貨物船の検疫については、広島検疫所が行う検疫について、必要な協力をう。検疫所から通報があった発生国からの入国者については、健康監視を実施する。浜田港に来港する貨物船から、インフルエンザ様症状を有する患者や死者がいるとの連絡を受けた場合に備え、防疫措置、疫学調査、隔離・停留等について、検疫所、その他関係機関との連携を確認・強化する。

②県は、検疫の強化に伴い、浜田港並びにその周辺において必要に応じた警戒活動等を行う。

###### (4)-2-2 密入国者対策

県は、感染者の密入国を防止するため、沿岸部及び海上におけるパトロール等の警戒活動を強化する。

##### (4)-3 在外留学生対策

県は、県内の各学校等に対し、発生国に滞在、留学等している在籍者への感染予防のための注意喚起、発生国において感染が疑われた場合の対応等について周知を要請する。

##### (4)-4 予防接種

###### (4)-4-1 特定接種

国が特定接種を実施することを決定した場合、県及び市町村は、国と連携して、地方公務員の対象者に対して、集団的な接種を行うことを基本として、本人の同意を得て特定接種を行う。

#### (4)－4－2 住民接種

発生した新型インフルエンザ等の特徴を踏まえ、国が特措法第46条に基づく住民接種又は予防接種法第6条第3項に基づく新臨時接種の準備を開始した場合、県及び市町村は以下の対応を行う。

①県は、全県民に速やかに予防接種ができるよう、集団的な接種を行うことを基本として、事前に市町村行動計画において定めた接種体制に基づき、具体的な接種体制の構築の準備を進めるよう、市町村に対し要請する。

②市町村は、国と連携して接種体制の準備を行う。

---

#### (4)－5 情報提供

---

県は、ワクチンの種類、有効性・安全性、接種対象者や接種順位、接種体制といった具体的な情報について、市町村、関係機関等に対し、積極的に情報提供を行う。

### (5)医療

---

#### (5)－1 新型インフルエンザ等の症例定義

---

県は、国が新型インフルエンザ等の症例定義を明確にしたとき、又は変更したときは、関係機関に周知する。

---

#### (5)－2 医療体制の整備

---

県は以下のことを行う。

①発生国からの帰国者であって、発熱・呼吸器症状等を有する者について、新型インフルエンザ等に罹患している危険性がそれ以外の患者と大きく異なると考えられる間は、帰国者・接触者外来において診断を行うため、県は帰国者・接触者外来を整備する。

②帰国者・接触者外来を有しない医療機関を新型インフルエンザ等の患者が受診する可能性もあるため、院内感染対策を講じた上で診療体制を整備する。

③帰国者・接触者外来を有する医療機関等に対し、症例定義を踏まえ新型インフルエンザの患者又は疑似症患者と診断された場合には、直ちに保健所に連絡するよう要請する。

④新型インフルエンザ等が疑われる患者から採取した検体は保健環境科学研究所において、亜型等の同定を行う。なお、同定された検体は、国立感染症研究所において確認される。

---

#### (5)－3 帰国者・接触者相談センターの設置

---

県は以下のことを行う。

①各保健所に帰国者・接触者相談センターを設置する。

②発生国からの帰国者であって、発熱・呼吸器症状等を有する者は、帰国者・接触者相談センターを通じて帰国者・接触者外来を受診するよう周知する。

---

#### (5)－4 医療機関への情報提供

---

①県は、新型インフルエンザ等の診断・治療等に資する情報を医療機関及び医療従事者に迅速に提供する。

②他県と隣接する医療機関に対しては、隣接する県の発生段階を踏まえて適切な情報提供を行う。

---

#### (5)－5 検査体制の整備

---

県は、保健環境科学研究所において新型インフルエンザ等に対するPCR検査体制を速やかに整備する。

---

#### (5)－6 坑インフルエンザウイルス薬の備蓄・使用等

---

①県は、抗インフルエンザウイルス薬の備蓄量の確認を行う。

②県は、医療機関に対し、備蓄した抗インフルエンザウイルス薬を活用して、新型インフルエンザ等が疑われる患者の同居者、医療従事者又は救急隊員等搬送従事者等に、必要に応じて、抗インフルエンザウイルス薬の予防投与を行うよう要請する。

③県は、医療機関や薬局、医薬品の卸売販売業者に対し、抗インフルエンザウイルス薬の適正な流通を要請する。

#### (6)県民生活及び県民経済の安定の確保

---

#### (6)－1 事業者の対応

---

①県は、事業者に対し、従業員の健康管理を徹底とともに職場における感染予防策を実施するための準備を行うよう要請する。

②指定(地方)公共機関等は、その業務計画を踏まえ、県と連携し、事業継続に向けた準備を行

う。県は、登録事業者に対し、事業継続に向けた必要な準備等を行うよう要請する。

---

(6)－2 遺体の火葬・安置

---

①県は、市町村に対し、火葬場の火葬能力の限界を超える事態が起こった場合に備え、一時的に遺体を安置できるよう施設等の確保ができるよう準備を行うことを要請する。

### 3) 県内未発生期

①国内のいずれかの都道府県において患者が発生しているが、島根県内では患者が発生していない状態。

＜対策の目的＞

①県内発生の遅延と県内発生の早期発見に努める。

②県内発生に備えて体制の整備を行う。

＜対策の考え方＞

①県内発生に備えて、原則として、海外発生期の対策を継続する。

②国内発生、流行拡大に伴って、国が定める基本的対処方針等に基づき、必要な対策を行う。

③国内発生した新型インフルエンザ等の状況により、政府対策本部が県域において緊急事態措置を実施すべき区域として、緊急事態宣言を行った場合、積極的な感染対策等を行う。

④住民接種を早期に開始できるよう準備を急ぎ、体制が整った場合はできるだけ速やかに実施する。

#### (1) 実施体制

##### (1)-1 実施体制

対策本部は、有識者等の意見を踏まえ、国の基本的対処方針及び県行動計画等に基づき、対策を協議実施する。

##### (1)-2 新型インフルエンザ等緊急事態宣言の措置

①新型インフルエンザ等緊急事態宣言

県は、国が県域において新型インフルエンザ等緊急事態宣言（以下「緊急事態宣言」という。）を行ったときは、基本的対処方針及び県行動計画に基づき、必要な対策を実施する。

②市町村対策本部の設置

市町村は、県域において新型インフルエンザ等緊急事態宣言がなされた場合、速やかに市町

村対策本部を設置する。

## (2) サーベイランス・情報収集

### (2)-1 サーベイランス

- ①県は、海外発生期に引き続き、新型インフルエンザ等患者等の全数把握及び学校等での集団発生の把握の強化を実施する。
- ②県は、国に協力し、医療機関に対して症状や治療等に関する有用な情報を迅速に提供する等のため、新型インフルエンザ等患者の臨床情報を収集する。
- ③県は、管内の発生状況をできる限りリアルタイムで把握し、国に対して、発生状況を速やかに報告し、連携しながら必要な対策を実施する。

## (3) 情報提供・共有

### (3)-1 情報提供

- ①県は、県民に対し、利用可能なあらゆる媒体・機関を活用し、国内外の発生状況と具体的な対策等をできる限りリアルタイムで情報提供する。  
その場合、対策の決定プロセス、対策の理由、対策の実施主体等について詳細で分かりやすい説明を合わせて提供する。
- ②県は、特に、個人一人ひとりがとるべき行動を理解しやすいよう、新型インフルエンザ等には誰もが感染する可能性があることを伝え、個人レベルでの感染予防策や、感染が疑われ、また患者となった場合の対応(受診の方法等)を周知する。また、学校・保育施設等や職場での感染拡大防止策についての情報を適切に提供する。
- ③県は、県民から相談窓口等に寄せられる問い合わせ、市町村や関係機関等から寄せられる情報の内容も踏まえて、県民や関係機関がどのような情報を必要としているかを把握し、必要に応じ、地域における住民の不安等に応じるための情報提供を行うとともに、次の情報提供に反映させる。

### (3)-2 情報共有

県は、国、市町村、関係機関等とのインターネット等を活用したリアルタイムかつ双方向の情報共有を強化し、対策の方針の迅速な伝達と、対策の現場の状況把握を行う。

---

### (3)－3 相談窓口等の体制充実・強化

---

- ①県は、相談窓口等の体制を充実・強化する。
- ②県は、市町村に対し、状況の変化に応じた国のQ&Aの改定版を配布するほか、相談窓口等の体制の充実・強化を要請する。

### (4)予防・まん延防止

---

#### (4)－1 県内での感染拡大防止策

---

- ①県は、国と連携し、感染症法に基づき、新型インフルエンザ等が疑われる患者への対応(治療・入院措置等)や新型インフルエンザ等が疑われる患者の同居者等の濃厚接触者への対応(外出自粛要請、健康観察等)などの措置を行う。
- ②県は、業界団体等を経由し又は直接、住民、事業者等に対して次の要請を行う。
- ・住民、事業所、福祉施設等に対し、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい、人混みを避ける、時差出勤の実施等の基本的な感染対策等を勧奨する。また、事業所に対し、当該感染症の症状が認められた従業員の健康管理・受診の勧奨を要請する。
  - ・事業者に対し、職場における感染予防策の徹底を要請する。
  - ・公共交通機関等に対し、利用者へのマスク着用の励行の呼びかけなど適切な感染予防策を講ずるよう要請する。
- ③県は、関係機関に対し、病院、高齢者施設等の基礎疾患を有する者が集まる施設や、多数の者が居住する施設等における感染予防策を強化するよう要請する。

---

#### (4)－2 水際対策

---

- ①県は水際対策が継続される場合、引き続きそれに協力する。
- ②県は、検疫の強化については、病原体の病原性や感染力、海外の状況、国内の状況等を踏まえ、合理性が認められなくなったと国が判断した場合には、その指示に従う。

---

#### (4)－3 予防接種

---

##### (4)－3－1 ワクチン

県は国においてワクチンが確保された場合は、県内においてワクチンが円滑に供給できるよう準備を行う。

#### (4)－3－2 特定接種

国が特定接種を実施することを決定した場合、県は、ワクチンの供給とともに、特定接種を進める。

#### (4)－3－3 住民接種

①市町村は、住民への接種の順位に係る基本的な考え方、重症化しやすい者等の発生した新型インフルエンザ等に関する情報を踏まえて国が接種順位を決定し、ワクチン供給が可能になり次第、関係者の協力を得て、予防接種法第6条第3項に基づく新臨時接種を開始する。

②市町村は、接種の実施に当たり、国及び県と連携して、保健所・保健センター・学校など公的な施設を活用するか、医療機関に委託すること等により接種会場を確保し、原則として、当該市町村の区域内に居住する者を対象に集団的接種を行う。

---

#### (4)－4 緊急事態宣言がされている場合の措置

---

緊急事態宣言がされている場合には、上記の対策に加え、必要に応じ、以下の対策を行う。

①新型インフルエンザ等緊急事態においては、県は、基本的対処方針に基づき、必要に応じ、以下の措置を講じる。

- ・ 県は、特措法第45 条第1 項に基づき、新型インフルエンザ等のまん延を防止し、国民の生命及び健康を保護し、並びに国民生活及び国民経済の混乱を回避するため必要があると認めるときは、住民に対し、潜伏期間や治癒までの期間を踏まえて期間を定めて、生活の維持に必要な場合を除きみだりに外出しないことや基本的な感染予防策の徹底を要請する。対象となる区域については、人の移動の実態等を踏まえ、感染拡大防止に効果があると考えられる区域(市町村単位等)とすることが考えられる。
  - ・ 県は、特措法第45 条第2 項に基づき、新型インフルエンザ等のまん延を防止し、国民の生命及び健康を保護し、並びに国民生活及び国民経済の混乱を回避するため必要があると認めるときは、学校、保育所等(特措法施行令第11 条に定める施設に限る。)を管理する者に対し、期間を定めて、施設の使用制限(臨時休業や入学試験の延期等)の要請を行う。要請に応じず、新型インフルエンザ等のまん延を防止し、国民の生命・健康の保護、国民生活・国民経済の混乱を回避するため特に必要があると認めるときに限り、特措法第45 条第3 項に基づき、指示を行う。
- 県は、特措法第45 条第4 項に基づき、要請・指示を行った際には、その要請・指示の内容及び要請・指示の内容及び施設名を公表する。
- ・ 県は、特措法第24 条第9 項に基づき、本県の区域に係る新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、学校、保育所等以外の施設について、

職場も含め感染対策の徹底の要請を行う。特措法第24条第9項の要請に応じず、公衆衛生上の問題が生じていると判断された施設(特措法施行令第11条に定める施設に限る。)に対し、特措法第45条第2項に基づき、施設の使用制限又は基本的な感染予防策の徹底の要請を行う。特措法第45条第2項の要請に応じず、新型インフルエンザ等のまん延を防止し、国民の生命・健康の保護、国民生活・国民経済の混乱を回避するため特に必要があると認めるときに限り、特措法第45条第3項に基づき、指示を行う。

県は、特措法第45条に基づき、要請・指示を行った際には、その施設名を公表する。

## ②住民接種

市町村は、住民接種については、基本的対処方針の変更を踏まえ、特措法第46条の規定に基づき、予防接種法第6条第1項に規定する臨時の予防接種を実施する。

## (5)医療

### (5)-1 医療体制の整備

県は、発生国からの帰国者や国内患者の濃厚接触者であって発熱・呼吸器症状等を有する者に係る、帰国者・接触者外来における診療体制や、帰国者・接触者相談センターにおける相談体制を、海外発生期に引き続き継続する。

### (5)-2 患者への対応

①県は新型インフルエンザ等と診断された者(疑い例を含む)に対しては、原則として、感染症法に基づき感染症指定医療機関等に移送し、入院措置を行う。この措置は、病原性が高い場合に実施することとするが、発生当初は病原性に関する情報が限られていることが想定されることから、病原性が低いことが判明しない限り実施する。

②県は、必要と判断した場合には、保健環境科学研究所において、新型インフルエンザ等のPCR検査等の確定検査を行う。

③県は、医療機関の協力を得て、患者の同居者や、同じ職場にいる者、医療従事者又は救急隊員等搬送従事者等が十分な防御なく暴露した際等には、抗インフルエンザウイルス薬の予防投与及び有症時の対応を指導する。なお、症状が現れた場合には、感染症指定医療機関等に移送する。

### (5)-3 医療機関への情報提供

県は、引き続き、新型インフルエンザの診断・治療等に資する情報を医療機関及び医療従事者に迅速に提供する。

---

#### (5)－4 抗インフルエンザウイルス薬

---

①県は、県内感染期に備え、引き続き、医療機関に対し、抗インフルエンザウイルス薬を適切に使用するよう要請する。

②県は、引き続き、抗インフルエンザウイルス薬の適正な流通を要請する。

---

#### (5)－5 医療機関・薬局における警戒活動

---

県は、医療機関・薬局及びその周辺において、混乱による不測の事態の防止を図るため、必要に応じた警戒活動等を行う。

---

#### (5)－6 緊急事態宣言がされている場合の措置

---

緊急事態宣言がされている場合には、上記の対策に加え、必要に応じ、以下の対策を行う。

①医療等の確保

医療機関並びに医薬品若しくは医療機器の製造販売業者、販売業者等である指定（地方）公共機関は、業務計画で定めるところにより、医療又は医薬品若しくは医療機器の製造販売等を確保するために必要な措置を講ずる。

---

### (6) 県民生活及び県民経済の安定

---

---

#### (6)－1 事業者の対応

---

① 県は、県内の事業者に対し、従業員の健康管理を徹底するとともに職場における感染予防策を開始するよう要請する。

---

#### (6)－2 県民・事業者への呼びかけ

---

①県は、必要に応じ、県民に対し、食料品、生活必需品等の購入に当たっての消費者としての適切な行動を呼びかけるとともに、事業者に対しても、食料品、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう要請する。

---

#### (6)－3 緊急事態宣言がされている場合の措置

---

緊急事態宣言がされている場合には、上記の対策に加え、必要に応じ、以下の対策を行う。

①事業者の対応等

指定（地方）公共機関は、業務計画で定めるところにより、その業務を適切に実施するため、必要な措置を開始する。登録事業者は、医療の提供並びに県民生活及び県民経済の安定に寄与する業務の継続的な実施に向けた取組を行う。

②ガス及び水の安定供給

ガス事業者である指定(地方)公共機関は、それぞれその業務計画で定めるところにより、ガスの供給支障の予防に必要な措置等、新型インフルエンザ等緊急事態においてガスを安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講ずる。

水道事業者、水道用水供給事業者及び工業用水道事業者である県、市町村、指定(地方)公共機関は、それぞれその行動計画又は業務計画で定めるところにより、消毒その他衛生上の措置等、新型インフルエンザ等緊急事態において水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講ずる。電気については、国が必要な措置を講ずる。

③運送の確保

運送事業者である指定(地方)公共機関は、それぞれその業務計画で定めるところにより、施設の状況確認、感染拡大防止の実施等、新型インフルエンザ等緊急事態において旅客及び貨物を適切に運送するために必要な措置を講ずる。

④サービス水準に係る県民への呼びかけ

県は、事業者のサービス提供水準に係る状況の把握を開始し、県民に対し、まん延した段階において、サービス提供水準が相当程度低下する可能性を許容すべきことを呼びかける。

⑤緊急物資の運送等

- ・ 緊急の必要がある場合には、輸送事業者である指定(地方)公共機関に対し、食料品等の緊急物資の輸送を要請する。
- ・ 緊急の必要がある場合には、医薬品等販売業者である指定(地方)公共機関に対し、医薬品又は医療機器の配送を要請する。
- ・ 正当な理由がないにもかかわらず、上記の要請に応じないときは、必要に応じ、指定(地方)公共機関に対して輸送又は配送を指示する。

⑥生活関連物資等の価格の安定等

県及び市町村は、県民生活及び県民経済の安定のために、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう、調査・監視をするとともに、必要に応じ、関係事業者団体等に対して供給の確保や便乗値上げの防止等の要請を行う。また、必要に応じ、県民からの相談窓口・情報収集窓口の充実を図る。

⑦犯罪の予防・取締り

## －県内未発生期－

県は、混乱に乗じて発生が予想される各種犯罪を防止するため、犯罪情報の集約に努め、広報啓発活動を推進するとともに、悪質な事犯に対する取締りを徹底する。

#### 4) 県内発生早期

①県内で患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追うことができる状態。

＜対策の目的＞

- ①県内での感染拡大を出来る限り抑える。
- ②患者に適切な医療を提供する。
- ③感染拡大に備えた体制の整備を行う。

＜対策の考え方＞

- ①感染拡大を止めるることは困難であるが、流行のピークを遅らせるため、引き続き、感染拡大防止策等を行う。県内発生した新型インフルエンザ等の状況等により、国が新型インフルエンザ等緊急事態宣言を行った場合、積極的な感染拡大防止策等をする。
- ②医療体制や感染拡大防止策について周知し、個人一人ひとりがとるべき行動について十分な理解を得るため、県民への積極的な情報提供を行う。
- ③県内での患者数が少なく、症状や治療に関する臨床情報が限られている可能性が高いため、国内外での情報をできるだけ集約し、医療機関等に提供する。
- ④新型インフルエンザ等の患者以外にも、発熱・呼吸器症状等を有する多数の者が医療機関を受診することが予想されるため、増大する医療需要への対応を行うとともに、医療機関での院内感染対策を実施する。
- ⑤県内感染期への移行に備えて、医療体制の確保、県民生活及び県民経済の安定の確保のための準備等、感染拡大に備えた体制の整備を急ぐ。

## (1) 実施体制

### (1)-1 実施体制

対策本部は、有識者等の意見を踏まえ、県内発生早期に入ったことを判断し、県行動計画に基づき対策を協議、実施する。

### (1)-2 政府現地対策本部との連携

国が、県に新型インフルエンザ等現地対策本部を設置したときは、これと連携する。

### (1)-3 緊急事態宣言がされている場合の措置

県域において緊急事態宣言がされている場合には、上記の対策に加え、必要に応じ、以下の対策を行う。

#### ①緊急事態宣言の措置

県は、国が県域において緊急事態宣言を行ったときは、基本的対処方針及び県行動計画に基づき、必要な対策を実施する。

#### ②市町村対策本部の設置

市町村は、緊急事態宣言がなされた場合、速やかに市町村対策本部を設置する。

## (2) サービランス・情報収集

### (2)-1 サービランス

県は、全国での患者数が数百人程度に増加した段階でも、引き続き、新型インフルエンザ等患者の全数把握を実施する。

### (2)-2 調査研究

県は国と連携し、発生した国内患者について、初期の段階には、必要に応じて積極的疫学調査チームを派遣し、互いに連携して調査を実施し、感染経路や感染力、潜伏期等の情報を収集・分析する。

## (3) 情報提供・共有

### (3)-1 情報提供

①県は、引き続き、県民に対し、利用可能なあらゆる媒体・機関を活用し、国内外の発生状況と具

体的な対策等をできる限りリアルタイムで情報提供する。

その場合、対策の決定プロセス、対策の理由、対策の実施主体等について詳細で分かりやすい説明を合わせて提供する。

②県は、引き続き、特に、個人一人ひとりがとるべき行動を理解しやすいよう、県の流行状況に応じた医療体制を周知し、学校・保育施設等や職場での感染拡大防止策についての情報を適切に提供する。また、社会活動の状況についても、情報提供する。

③県は、引き続き、県民から相談窓口等に寄せられる問い合わせや市町村や関係機関等から寄せられる情報の内容も踏まえて、県民や関係機関がどのような情報を必要としているかを把握し、次の情報提供に反映する。

---

### (3)－2 情報共有

---

①県は、国、市町村、関係機関等との、インターネット等を活用したリアルタイムかつ双方向の情報共有を強化し、対策の方針を迅速に伝達するとともに、都道府県単位での流行や現場の対策の状況を的確に把握する。

---

### (3)－3 相談窓口等の継続

---

①県は、相談窓口等の体制を充実・強化する。

②県は、市町村に対し、状況の変化に応じた、国のQ&Aの改定版を配布するほか、相談窓口等の体制の充実・強化を要請する。

### (4)予防・まん延防止

---

### (4)－1 県内での感染拡大防止策

---

①県は、国と連携し、感染症法に基づき、患者への対応(治療・入院措置等)や患者の同居者等の濃厚接触者への対応(外出自粛要請、健康観察等)などの措置を行う。

②県は、業界団体等を経由し又は直接、住民、事業者等に対して次の要請を行う。

・住民、事業所、福祉施設等に対し、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい、人混みを避ける、時差出勤の実施等の基本的な感染対策等を強く勧奨する。また、事業所に対し、当該感染症の症状が認められた従業員の健康管理、帰国者・接触者外来への受診の勧奨を要請する。

・事業者に対し、職場における感染予防策の徹底を要請する。

・公共交通機関等に対し、利用者へのマスク着用の励行の呼びかけなど適切な感染予防策を

講ずるよう要請する。

③県は、市町村や関係機関に対し、病院、高齢者施設等の基礎疾患を有する者が集まる施設や、多数の者が居住する施設等における感染予防策を強化するよう引き続き要請する。

---

#### (4)－2 水際対策

---

①県は水際対策が継続される場合、引き続きそれに協力する。

②県は、検疫の強化については、病原体の病原性や感染力、海外の状況、国内の状況等を踏まえ、合理性が認められなくなったと国が判断した場合には、その指示に従う。

---

#### (4)－3 予防接種

---

##### (4)－3－1 ワクチン

県は国においてワクチンが確保された場合は、県内においてワクチンが円滑に供給できるよう準備を行う。

##### (4)－3－2 特定接種

国が特定接種を実施することを決定した場合、県は、ワクチンの供給とともに、特定接種を進める。

##### (4)－3－3 住民接種

①市町村は、住民への接種の順位に係る基本的な考え方、重症化しやすい者等の発生した新型インフルエンザ等に関する情報を踏まえて国が接種順位を決定し、ワクチン供給が可能になり次第、関係者の協力を得て、予防接種法第6条第3項に基づく新臨時接種を開始する。

②市町村は、接種の実施に当たり、国及び県と連携して、保健所・保健センター・学校など公的な施設を活用するか、医療機関に委託すること等により接種会場を確保し、原則として、当該市町村の区域内に居住する者を対象に集団的接種を行う。

---

#### (4)－4 緊急事態宣言がされている場合の措置

---

緊急事態宣言がされている場合には、上記の対策に加え、必要に応じ、以下の対策を行う。

①新型インフルエンザ等緊急事態においては、患者数の増加に伴い地域における医療体制の負荷が過大となり、適切な医療を受けられないことによる死亡者数の増加が見込まれる等の特別な状況において、県は、基本的対処方針に基づき、必要に応じ、以下の措置を講じる。

- ・ 県は、特措法第45条第1項に基づき、新型インフルエンザ等のまん延を防止し、国民の生命及び健康を保護し、並びに国民生活及び国民経済の混乱を回避するため必要があると認めるときは、住民に対し、期間と区域を定めて、生活の維持に必要な場合を除きみだりに外

出しないことや基本的な感染予防策の徹底を要請する。

- ・ 県は、特措法第45条第2項に基づき、新型インフルエンザ等のまん延を防止し、国民の生命及び健康を保護し、並びに国民生活及び国民経済の混乱を回避するため必要があると認めるときは、学校、保育所等を管理する者に対し、期間を定めて、施設の使用制限(臨時休業や入学試験の延期等)の要請を行う。要請に応じず、新型インフルエンザ等のまん延を防止し、国民の生命・健康の保護、国民生活・国民経済の混乱を回避するため特に必要があると認めるときに限り、特措法第45条第3項に基づき、指示を行う。

県は、特措法第45条第4項に基づき、要請・指示を行った際には、その要請・指示の内容及び施設名を公表する。

- ・ 県は、特措法第24条第9項に基づき、本県の区域に係る新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、学校、保育所等以外の施設について、職場を含め感染対策の徹底の要請を行う。特措法第24条第9項の要請に応じず、公衆衛生上の問題が生じていると判断された施設(特措法施行令第11条に定める施設に限る。)に対し、特措法第45条第2項に基づき、施設の使用制限又は基本的な感染対策の徹底の要請を行う。特措法第45条第2項の要請に応じず、新型インフルエンザ等のまん延を防止し、国民の生命・健康の保護、国民生活・国民経済の混乱を回避するため特に必要があると認めるときに限り、特措法第45条第3項に基づき、指示を行う。

県は、特措法第45条に基づき、要請・指示を行った際には、その要請・指示の内容及び施設名を公表する。

②県は、人口密度が低く、交通量が少なく、自然障壁等による人の移動が少ない離島や山間地域などにおいて新型インフルエンザ等が、世界で初めて確認された場合、直ちに集中的な医療資源の投入、特措法第45条及び感染症法に基づく措置などを活用した地域における重点的な感染拡大防止策の実施について検討を行い、国と協議し、結論を得る。

### ③住民接種

市町村は、住民接種については、国の基本的対処方針の変更をふまえ、特措法第46条の規定に基づき、予防接種法第6条第1項に規定する臨時の予防接種を実施する。

## (5) 医療

### (5)-1 患者への対応

県は以下の対策を行う。

- ①引き続き、帰国者・接触者相談センターにおける相談、帰国者・接触者外来における診療、患

者の入院措置等を実施する。

②県は必要と判断した場合には、保健環境科学研究所において、新型インフルエンザ等のPCR検査等の確定検査を行う。

③県は、医療機関の協力を得て、患者の同居者や、同じ職場にいる者、医療従事者又は救急隊員等搬送従事者等が十分な防御なく暴露した際等には、抗インフルエンザウイルス薬の予防投与及び有症時の対応を指導する。なお、症状が現れた場合には、感染症指定医療機関等に移送する。

④必要が生じた場合には、感染症法に基づく入院措置を中止し、帰国者・接触者外来を指定しての診療体制から協力医療機関で診療する体制とする。ただし、ウイルスの病原性が低いことが判明した場合は一般の医療機関で対応する体制とする。

---

#### (5)－2 医療機関への情報提供

県は、新型インフルエンザ等の診断・治療等に資する情報等を医療機関及び医療従事者に迅速に提供する。

---

#### (5)－3 抗インフルエンザウイルス薬の備蓄・使用

県は、抗インフルエンザウイルス薬の備蓄量の確認及び市場流通の需給状況の確認を行い、

・必要に応じて、県備蓄分の抗インフルエンザウイルス薬を放出する。

・必要であれば、国備蓄分の抗インフルエンザウイルス薬の配分を要請する。

---

#### (5)－4 在宅で療養する患者への支援

市町村は、国及び県と連携し、関係団体の協力を得ながら、患者や医療機関等から要請があつた場合には、在宅で療養する患者への支援(見回り、食事の提供、医療機関への移送)や自宅で死亡した患者への対応を行う。

---

#### (5)－5 医療機関・薬局における警戒活動

県は、引き続き、医療機関・薬局及びその周辺において、混乱による不測の事態の防止を図るため、必要に応じた警戒活動等を行う。

---

#### (5)－6 緊急事態宣言がされている場合の措置

緊急事態宣言がされている場合には、上記の対策に加え、必要に応じ、以下の対策を行う。

①医療等の確保

医療機関並びに医薬品若しくは医療機器の製造販売業者、販売業者等である指定(地方)公共機関は、業務計画で定めるところにより、医療又は医薬品若しくは医療機器の製造販売等を確保するために必要な措置を講ずる。

## (6) 県民生活及び県民経済の安定

### (6)-1 事業者の対応

①県は、事業者に対し、従業員の健康管理を徹底とともに職場における感染予防策を開始するよう要請する。

### (6)-2 県民・事業者への呼びかけ

①県は、県民に対し、食料品、生活必需品等の購入に当たっての消費者としての適切な行動を呼びかけるとともに、事業者に対しても、食料品、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう要請する。

### (6)-3 緊急事態宣言がされている場合の措置

緊急事態宣言がされている場合には、上記の対策に加え、必要に応じ、以下の対策を行う。

#### ①事業者の対応等

指定(地方) 公共機関は、業務計画で定めるところにより、その業務を適切に実施するため、必要な措置を開始する。登録事業者は、医療の提供並びに県民生活及び県民経済の安定に寄与する業務の継続的な実施に向けた取組を行う。

#### ②ガス及び水の安定供給

ガス事業者である指定(地方)公共機関は、それぞれその業務計画で定めるところにより、ガスの供給支障の予防に必要な措置等、新型インフルエンザ等緊急事態においてガスを安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講ずる。

水道事業者、水道用水供給事業者及び工業用水道事業者である県、市町村、指定(地方)公共機関は、それぞれその行動計画又は業務計画で定めるところにより、消毒その他衛生上の措置等、新型インフルエンザ等緊急事態において水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講ずる。

#### ③運送の確保

運送事業者である指定(地方)公共機関は、それぞれその業務計画で定めるところにより、施設の状況確認、感染拡大防止の実施等、新型インフルエンザ等緊急事態において旅客及び貨物を適切に運送するために必要な措置を講ずる。

④サービス水準に係る県民への呼びかけ

県は、事業者のサービス提供水準に係る状況の把握を開始し、県民に対し、まん延した段階において、サービス提供水準が相当程度低下する可能性を許容すべきことを呼びかける。

⑤緊急物資の運送等

- ・緊急の必要がある場合には、輸送事業者である指定(地方)公共機関に対し、食料品等の緊急物資の輸送を要請する。
- ・緊急の必要がある場合には、医薬品等販売業者である指定(地方)公共機関に対し、医薬品又は医療機器の配送を要請する。
- ・正当な理由がないにもかかわらず、上記の要請に応じないときは、必要に応じ、指定(地方)公共機関に対して輸送又は配送を指示する。

⑥生活関連物資等の価格の安定等

県及び市町村は、県民生活及び県民経済の安定のために、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう、調査・監視をするとともに、必要に応じ、関係事業者団体等に対して供給の確保や便乗値上げの防止等の要請を行う。また、必要に応じ、県民からの相談窓口・情報収集窓口の充実を図る。

⑦犯罪の予防・取締り

県は、混乱に乗じて発生が予想される各種犯罪を防止するため、犯罪情報の集約に努め、広報啓発活動を推進するとともに、悪質な事犯に対する取締りを徹底する。

## 5) 県内感染期

①県内で、新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追うことができなくなった状態(感染拡大からまん延、患者の減少に至る時期を含む。)。

### <対策の目的>

①医療体制を維持する。

②健康被害を最小限にとどめる。

③県民生活・県民経済への影響を最小限にとどめる。

### <対策の考え方>

①感染拡大を止めることは困難であり、対策の主眼を、早期の積極的な感染拡大防止策から被害軽減に切り替える。ただし、状況に応じた一部の感染拡大防止策は実施する。

②地域ごとに発生の状況は異なり、実施すべき対策が異なることから、県において実施すべき対策の判断を行う。

③状況に応じた医療体制や感染拡大防止策、ワクチン接種、社会・経済活動の状況等について周知し、個人一人ひとりがとるべき行動について分かりやすく説明するため、積極的な情報提供を行う。

④流行のピーク時の入院患者や重症者の数をなるべく少なくして医療体制への負荷を軽減する。

⑤医療体制の維持に全力を尽くし、必要な患者が適切な医療を受けられるようにし健康被害を最小限にとどめる。

⑥欠勤者の増大が予測されるが、県民生活・県民経済の影響を最小限に抑えるため必要なライフライン等の事業活動を継続する。また、その他の社会活動をできる限り継続する。

⑦受診患者数を減少させ、入院患者数や重症者数を抑え、医療体制への負荷を軽減するため、住民接種を早期に開始できるよう準備を急ぎ、体制が整った場合は、できるだけ速やかに実施する。

⑧状況の進展に応じて、必要性の低下した対策の縮小・中止を図る。

## (1)実施体制

### (1)-1 実施体制

対策本部は、有識者等の意見を踏まえ、県内感染期に入ったことを判断し、県行動計画等に基づき対策を協議、実施する。

### (1)-2 緊急事態宣言がされている場合の措置

県域において緊急事態宣言がされている場合には、上記の対策に加え、必要に応じ、以下の対策を行う。

#### ①市町村対策本部の設置

市町村は、緊急事態宣言がなされた場合、速やかに市町村対策本部を設置する

#### ②他の地方公共団体による代行、応援等

県及び市町村は、新型インフルエンザ等のまん延により緊急事態措置を行うことができなくなった場合においては、特措法の規定に基づく他の地方公共団体による代行、応援等の措置の活用を行う。

## (2)サーベイランス・情報収集

### (2)-1 サーベイランス

①新型インフルエンザ患者の全数把握は中止し、通常のサーベイランスを継続する。

②県は、学校における集団発生の把握の強化については、通常のサーベイランスに戻す。

## (3)情報提供・共有

### (3)-1 情報提供

①県は、引き続き、県民に対し、利用可能なあらゆる媒体・機関を活用し、国内外の発生状況と具体的な対策等ができる限り迅速に情報提供する。

その場合、対策の決定プロセス、対策の理由、対策の実施主体と共に詳細に分かりやすく、できる限り迅速に情報提供する。

②県は、引き続き、特に、個人一人ひとりがとるべき行動を理解しやすいよう、県の流行状況に応じた医療体制を周知し、学校・保育施設等や職場での感染拡大防止策についての情報を適切

に提供する。また、社会活動の状況についても、情報提供する。

③県は、引き続き、県民から相談窓口等に寄せられる問い合わせや市町村や関係機関等から寄せられる情報の内容も踏まえて、県民や関係機関がどのような情報を必要としているかを把握し、次の情報提供に反映する。

---

### (3)－2 情報共有

---

①県は、国、市町村、関係機関等との、インターネット等を活用した迅速かつ双方向の情報共有を継続し、対策の方針を伝達するとともに、都道府県単位での流行や対策の状況を的確に把握する。

---

### (3)－3 相談窓口等の継続

---

①県は、相談窓口等を継続する。

②県は、市町村に対し、相談窓口等の継続を要請する。

---

## (4)予防・まん延防止

---

---

### (4)－1 県内での感染拡大防止策

---

①県は、業界団体等を経由し又は直接、住民、事業者等に対して次の要請を行う。

- ・住民、事業所、福祉施設等に対し、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい、人混みを避ける、時差出勤の実施等の基本的な感染対策等を強く勧奨する。また、事業所に対し、当該感染症の症状が認められた従業員の健康管理・受診の勧奨を要請する。
- ・事業者に対し、職場における感染予防策の徹底を要請する。

- ・公共交通機関等に対し、利用者へのマスク着用の励行の呼びかけなど適切な感染予防策を講ずるよう要請する。

②県は、市町村や関係機関に対し、病院、高齢者施設等の基礎疾患有する者が集まる施設や、多数の者が居住する施設等における感染予防策を強化するよう引き続き要請する。

③県は、医療機関に対し、県内感染期となった場合は、患者の治療を優先することから、患者との濃厚接触者(同居者を除く。)への抗インフルエンザウイルス薬の予防投与を原則として見合わせるよう要請する。ただし、患者の同居者に対する予防投与については、その期待される効果を評価した上で継続の有無を決定する。

④県は、県内感染期となった場合は、患者の濃厚接触者を特定しての措置(外出自粛要請、健康観察等)は中止する。

---

#### (4)-2 水際対策

---

県は、検疫の強化については、病原体の病原性や感染力、海外の状況、国内の状況等を踏まえ、合理性が認められなくなったと国が判断した場合には、その指示に従う。

---

#### (4)-3 予防接種

---

県は、県内発生早期の対策を継続し、国においてワクチンが確保された場合は、ワクチンが円滑に供給できるよう準備を行うとともに、特定接種を進める。

---

#### (4)-4 緊急事態宣言がされている場合の措置

---

緊急事態宣言がされている場合には、上記の対策に加え、必要に応じ、以下の対策を行う。

①新型インフルエンザ等緊急事態においては、患者数の増加に伴い地域における医療体制の負荷が過大となり、適切な医療を受けられないことによる死亡者数の増加が見込まれる等の特別な状況において、県は、基本的対処方針に基づき、必要に応じ、以下の措置を講じる。

- ・県は、特措法第45条第1項に基づき、新型インフルエンザ等のまん延を防止し、国民の生命及び健康を保護し、並びに国民生活及び国民経済の混乱を回避するため必要があると認めるときは、住民に対し、期間と区域を定めて、生活の維持に必要な場合を除きみだりに外出しないことや基本的な感染予防策の徹底を要請する。

- ・県は、特措法第45条第2項に基づき、新型インフルエンザ等のまん延を防止し、国民の生命及び健康を保護し、並びに国民生活及び国民経済の混乱を回避するため必要があると認めるときは、学校、保育所等を管理する者に対し、期間を定めて、施設の使用制限(臨時休業や入学試験の延期等)の要請を行う。要請に応じず、新型インフルエンザ等のまん延を防止し、国民の生命・健康の保護、国民生活・国民経済の混乱を回避するため特に必要があると認めるときに限り、特措法第45条第3項に基づき、指示を行う。

県は、要請・指示を行った際には、その要請・指示の内容及び施設名を公表する。

- ・県は、特措法第24条第9項に基づき、本県の区域に係る新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、学校、保育所等以外の施設について、職場を含め感染対策の徹底の要請を行う。特措法第24条第9項の要請に応じず、公衆衛生上の問題が生じていると判断された施設(特措法施行令第11条に定める施設に限る。)に対し、特措法第45条第2項に基づき、施設の使用制限又は基本的な感染対策の徹底の要請を行う。特措法第45条第2項の要請に応じず、新型インフルエンザ等のまん延を防止し、国民の生命・健康の保護、国民生活・国民経済の混乱を回避するため特に必要があると認める

ときに限り、特措法第45条第3項に基づき、指示を行う。

県は、特措法第45条に基づき、要請・指示を行った際には、その要請・指示の内容及び施設名を公表する。

②市町村は、特措法第46条に基づく、住民接種を進める。

## (5) 医療

### (5)-1 患者への対応

県は、以下の対策を行う。

①帰国者・接触者外来、帰国者・接触者相談センター、及び感染症法に基づく患者の入院措置を中止し、協力医療機関において新型インフルエンザ等の患者の診療を行うよう関係機関に要請する。ただし、ウイルスの病原性が低いことが判明した場合は一般の医療機関で対応する体制とする。

②入院治療は重症患者を対象とし、それ以外の患者に対しては在宅での療養を要請するよう、関係機関に周知する。

③医師が在宅で療養する患者に対する電話による診療により新型インフルエンザ等への感染の有無や慢性疾患の状況について診断ができた場合、医師が抗インフルエンザウイルス薬等の処方箋を発行し、ファクシミリ等により送付することについて国が示す対応方針を周知する。

④医療機関の従業員の勤務状況及び医療資器材・医薬品の在庫状況を確認し、新型インフルエンザ等やその他の疾患に係る診療が継続されるように調整する。

### (5)-2 医療機関への情報提供

県は、引き続き、新型インフルエンザ等の診断・治療等に資する情報を医療機関及び医療従事者に迅速に提供する。

### (5)-3 抗インフルエンザウイルス薬の備蓄・使用

県は、抗インフルエンザウイルス薬の備蓄量の確認及び市場流通の需給状況の確認を行い、

・必要に応じて、県備蓄分の抗インフルエンザウイルス薬を放出する。

・必要であれば、国備蓄分の抗インフルエンザウイルス薬の配分を要請する。

### (5)-4 在宅で療養する患者への支援

市町村は、国及び県と連携し、関係団体の協力を得ながら、在宅で療養する新型インフルエンザ

患者への支援(見回り、訪問看護、訪問診療、食事の提供、医療機関への移送)や自宅で死亡した患者への対応を行う。

---

#### (5)－5 医療機関・薬局における警戒活動

---

県は、引き続き、医療機関・薬局及びその周辺において、混乱による不測の事態の防止を図るために、必要に応じた警戒活動等を行う。

---

#### (5)－6 緊急事態宣言がされている場合の措置

---

緊急事態宣言がされている場合には、上記の対策に加え、必要に応じ、以下の対策を行う。

①医療等の確保

医療機関並びに医薬品若しくは医療機器の製造販売業者、販売業者等である指定(地方)公共機関は、業務計画で定めるところにより、医療又は医薬品若しくは医療機器の製造販売等を確保するために必要な措置を講ずる。

②県は、国と連携し、区域内の医療機関が不足した場合、患者治療のための医療機関における定員超過入院等により医療を提供する。

#### (6)県民生活及び県民経済の安定の確保

---

#### (6)－1 事業者の対応

---

①県は、事業者に対し、従業員の健康管理を徹底するとともに職場における感染予防策を講じるよう要請する。

---

#### (6)－2 県民・事業者への呼びかけ

---

①県は、県民に対し、食料品、生活必需品等の購入に当たっての消費者としての適切な行動を呼びかけるとともに、事業者に対しても、食料品、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう要請する。

---

#### (6)－3 緊急事態宣言がされている場合の措置

---

緊急事態宣言がされている場合には、上記の対策に加え、必要に応じ、以下の対策を行う。

①業務の継続等

指定(地方)公共機関及び特定接種の実施状況に応じ登録事業者は、事業の継続を行う。

②ガス及び水の安定供給

県内発生早期の記載を参照

③運送の確保

県内発生早期の記載を参照

④サービス水準に係る県民への呼びかけ

県は、事業者のサービス提供水準に係る状況の把握に努め、県民に対して、まん延した段階において、サービス提供水準が相当程度低下する可能性を許容すべきことを呼びかける。

⑤緊急物資の運送等

県内発生早期の記載を参照

⑥物資の売渡しの要請等

- ・ 県は、対策の実施に必要な物資の確保に当たっては、あらかじめ所有者に対し物資の売渡しの要請の同意を得ることを基本とする。なお、新型インフルエンザ等緊急事態により当該物資等が使用不能となっている場合や当該物資が既に他の都道府県による収用の対象となっている場合などの正当な理由がないにもかかわらず、当該所有者等が応じないときは、必要に応じ、物資を収用する。
- ・ 県は、特定物資の確保のため緊急の必要がある場合には、必要に応じ、事業者に対し特定物資の保管を命じる。

⑦生活関連物資等の価格の安定等

- ・ 県及び市町村は、県民生活及び県民経済の安定のために、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう、調査・監視をするとともに、必要に応じ、関係事業者団体等に対して供給の確保や便乗値上げの防止等の要請を行う。
- ・ 県及び市町村は、生活関連物資等の需給・価格動向や実施した措置の内容について、県民への迅速かつ的確な情報共有に努めるとともに、必要に応じ県民からの相談窓口・情報収集窓口の充実を図る。
- ・ 県及び市町村は、生活関連物資等の価格の高騰又は供給不足が生じ、又は生ずるおそれがあるときは、それぞれその行動計画で定めるところにより、適切な措置を講ずる。

⑧新型インフルエンザ等発生時の要援護者への生活支援

県は、市町村に対し、在宅の高齢者、障がい者等の要援護者への生活支援(見回り、介護、訪問介護、訪問診療、食事の提供等)、搬送、死亡時の対応等を行うよう要請する。

⑨犯罪の予防・取締り

県内発生早期の記載を参照。

⑩埋葬・火葬の特例等

- ・ 県は、市町村に対し、火葬場の経営者に可能な限り火葬炉を稼働させるよう、要請する。
- ・ 県は、市町村に対し、死亡者が増加し、火葬能力の限界を超えることが明らかになった場合には、一時的に遺体を安置する施設等を直ちに確保するよう要請する。
- ・ 県は、遺体の埋葬及び火葬について、墓地、火葬場等に関連する情報を広域的かつ速やかに収集し、遺体の搬送の手配等を実施する。

## 6) 小康期

- ①新型インフルエンザの患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態。
- ②大流行はいったん終息している状況。

### ＜対策の目的＞

- ①県民生活・県民経済の回復を図り、流行の第二波に備える。

### ＜対策の考え方＞

- ①第二波の流行に備えるため、第一波に関する対策の評価を行うとともに、資器材、医薬品の調達等、第一波による医療体制及び社会・経済活動への影響から早急に回復を図る。
- ②第一波の終息及び第二波発生の可能性やそれに備える必要性について県民に情報提供する。
- ③情報収集の継続により、第二波の発生の早期探知に努める。
- ④第二波の流行による影響を軽減するため、住民接種を進める。

### (1) 実施体制

#### (1)-1 実施体制

対策本部は、国の基本的対処方針の変更等を踏まえ、県行動計画等に基づき対策を協議、実施する。

#### (1)-2 緊急事態解除宣言

県は、国が県域における緊急事態宣言を解除した場合は、基本的対処方針に基づき、対策を縮小・中止する。

#### (1)-3 対策の評価・見直し

- ①県は、これまでの各段階における対策に関する評価を行い、必要に応じ、県行動計画等の見直しを行う。
- ②県は、第二波に備えた体制の再整備に関する方針を決定する。

---

#### (1)－4 県対策本部、市町村対策本部の廃止

---

①県は、政府対策本部が廃止された時は、速やかに県対策本部を廃止する。

②市町村は、緊急事態解除宣言がされた時は、速やかに市町村対策本部を廃止する。

---

#### (2)サーベイランス・情報収集

---

##### (2)－1 サーベイランス

---

①県は、通常のサーベイランスを実施する。

②県は、再流行を早期に探知するため、学校等での新型インフルエンザ等の集団発生の把握を強化する。

---

#### (3)情報提供・共有

---

##### (3)－1 情報提供

---

①県は、引き続き、県民に対し、利用可能なあらゆる媒体・機関を活用し、第一波の終息と第二波発生の可能性やそれに備える必要性を情報提供する。

②県は、県民から相談窓口等に寄せられた問い合わせ、市町村や関係機関等から寄せられた情報等をとりまとめ、情報提供のあり方を評価し、見直しを行う。

---

##### (3)－2 情報共有

---

県は、国、市町村、関係機関等とのインターネット等を活用したリアルタイムかつ双方向の情報共有の体制を維持し、第二波に備えた体制の再整備に関する方針を伝達し、現場での状況を把握する。

---

##### (3)－3 相談窓口等の体制の縮小

---

県は、状況を見ながら、相談窓口等の体制を縮小するとともに、市町村に対し相談窓口等の体制の縮小を要請する。

---

#### (4)予防・まん延防止

---

##### (4)－1 予防接種

---

市町村は、流行の第二波に備え、予防接種法第6条第3項に基づく新臨時接種を進める。

---

#### (4)－2 緊急事態宣言がされている場合の措置

---

緊急事態宣言がされている場合には、上記の対策に加え、必要に応じ、以下の対策を行う。

市町村は、国及び県と連携し、流行の第二波に備え、特措法第46条に基づく住民接種を進める。

#### (5)医療

---

#### (5)－1 医療体制

---

県は国と連携し、新型インフルエンザ等発生前の通常の医療体制に戻す。

---

#### (5)－2 抗インフルエンザウイルス薬

---

①県は、国において、国内外で得られた新型インフルエンザ等についての知見を整理し、適正な抗インフルエンザウイルス薬の使用を含めた治療指針を作成されれば、医療機関及び医療従事者に対し周知する。

②県は、流行の第二波に備え、抗インフルエンザウイルス薬の備蓄を行う。

---

#### (5)－3 緊急事態宣言がされている場合の措置

---

必要に応じ、県内感染期に講じた措置を適宜縮小・中止する。

#### (6)県民生活及び県民経済の安定の確保

---

#### (6)－1 県民・事業者への呼びかけ

---

①県は、必要に応じ、引き続き、県民に対し、食料品・生活関連物資等の購入に当たっての消費者としての適切な行動を呼びかけるとともに、事業者に対しても、食料品、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう要請する。

---

#### (6)－2 緊急事態宣言がされている場合の措置

---

①業務の再開

- ・ 県は、県内の事業者に対し、各地域の感染動向を踏まえつつ、事業継続に不可欠な重要業務への重点化のために縮小・中止していた業務を再開しても差し支えない旨周知する。
- ・ 県は、指定(地方)公共機関及び登録事業者に対し、これまでの被害状況等の確認を要請するとともに、流行の第二波に備え、事業を継続していくことができるよう、必要な支援を行う。

②新型インフルエンザ等緊急事態措置の縮小・中止等

## －小康期－

- ・ 県、市町村及び指定(地方)公共機関は、国と連携し、国内の状況等を踏まえ、対策の合理性が認められなくなった場合には、新型インフルエンザ等緊急事態措置を縮小・中止する。